

資 料

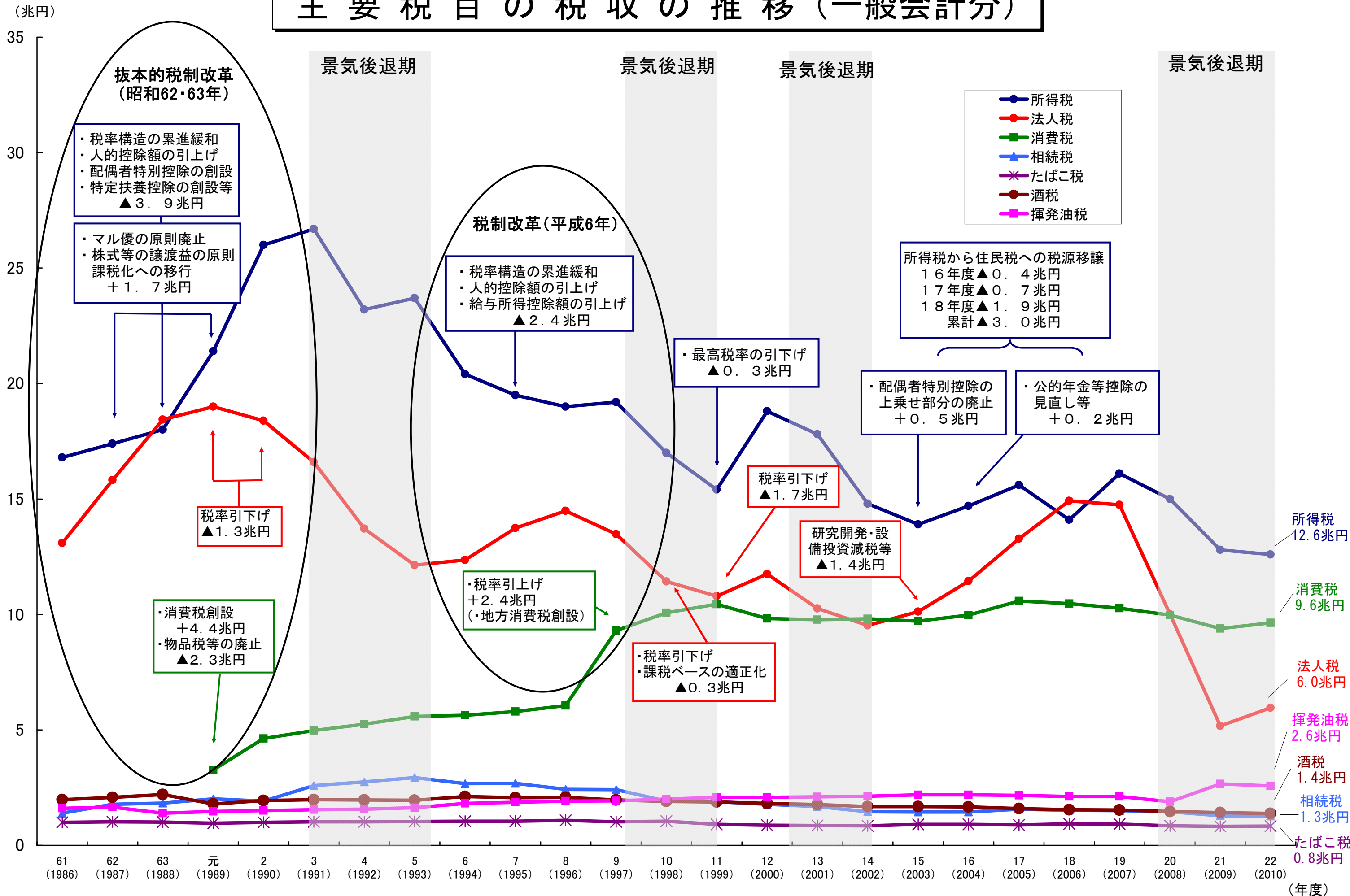
(内外の税制改正の流れ)

これまでの税制改革の流れ

	改革の背景・必要性(経済社会の変化等)	基本的視点・考え方	主な改正
シャープ税制 (昭和 24、25 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○敗戦による「戦後改革」 ○インフレ的に発展していたわが国の経済復興体制を安定体制へ ○均衡予算の確保による経済の安定(ドッジ・ライン) 	<ul style="list-style-type: none"> ○恒久的、安定的な税制の確立 ○直接税を中心に据えた近代的な税制の構築 ⇒包括的所得概念、担税力に応じた公平な負担 ○法人擬制説的な法人税制の確立 ○地方税体系の整備と地方税財源の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の課税単位の変更、包括的課税ベース、最高税率の引下げ等 ○富裕税の創設 ○法人税の単一税率の導入、所得税との二重課税の調整 ○相続税・贈与税の見直し(一生累積課税方式) ○青色申告制度の導入 ○住民税の見直し ○附加価値税の創設(事業税の見直し) ○地租、家屋税、船舶税等の見直し(固定資産税の創設)
高度経済成長期 (～昭和 40 年代)	<ul style="list-style-type: none"> ○戦後復興期の社会・経済の実情への不適合や執行上の困難性 ○成長経済の発展に即応した税制の体系的な整理合理化 	<ul style="list-style-type: none"> ○直接税中心の体系を維持しつつ、以下の観点から見直し <ul style="list-style-type: none"> ・所得税の過重な負担の軽減 ・税負担の不均衡の是正(所得種類間、個人・法人間等) ・直接税・間接税のバランスの是正(間接税へある程度の重点の移行) ○国民生活の安定・向上、経済発展のための減税 ○地方独立税源の充実強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○シャープ税制の見直し(富裕税の廃止、附加価値税の廃止(事業税の存置)、道府県民税の創設等) ○高度経済成長、物価上昇に応じた所得税・個人住民税減税 ○資本蓄積、産業助成等の経済政策的な要請に基づく各種特別措置(資本蓄積促進税制、輸出促進税制) ○所得税の一部を道府県民税へ移譲
安定成長期 (昭和 50 年代)	<ul style="list-style-type: none"> ○高度経済成長から安定成長への転換期(中期的な経済成長力の低下) ○50 年不況後の財政収支不均衡の是正 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共サービスの確保とともに財政収支不均衡の是正の必要性 ⇒一般的な税負担引上げの必要性 ○既存の枠組みの中での税負担の引上げか、広く一般的に消費支出に負担を求める新税の導入かの問題 ⇒一般消費税の導入について、具体的な検討を積極的に進める必要 ○地方税の充実確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人税率の引上げ ○間接税の増税(酒税、物品税等) ○租税特別措置の整理・合理化 ○事業所税の創設等都市税源の充実

	改革の背景・必要性(経済社会の変化等)	基本的視点・考え方	主な改正
抜本的 税制改革 (昭和 62、63 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○所得水準の上昇・平準化 ⇒サラリーマンの重税感・不公平感 ○消費の多様化・サービス化 ⇒個別消費税の課税のアンバランス ○経済取引の国際化 ⇒国際的に高い水準の法人税率 ○今後の高齢化の進展 	<ul style="list-style-type: none"> ○所得・消費・資産等のバランスのとれた税体系 ○国民が公平感をもって納税しうる安定的かつ信頼感のある税体系(水平的公平の確保) ○公平・中立・簡素とともに、社会共通の費用を広く薄く分かち合う視点 	<ul style="list-style-type: none"> ○所得税・個人住民税の累進緩和、諸控除の引上げ等 ○消費税の創設と個別間接税の整理・合理化、消費譲与税の創設 ○法人税率の引下げ ○相続税の最高税率引下げ、累進緩和、基礎控除の引上げ ○課税の適正化(株式等譲渡益課税、利子所得一律源泉分離課税等)
税制改革 (平成 6 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○本格的な高齢化社会の加速・進展 ○中堅所得者層を中心とした税負担の累増感 ⇒「公正で活力ある高齢化社会」の実現 	<ul style="list-style-type: none"> ○こうした抜本改革の考え方は基本的に支持しうる ○世代を通じた税負担の平準化(ライフサイクルを通じた税負担の平準化) ○国民一人一人が活力を十分発揮できる税制 ○安心して暮らせる高齢化社会を構築するための安定的な税収構造 ○地方税の充実確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○所得税・個人住民税の累進緩和、諸控除の引上げ ○消費税率の引上げと中小特例見直し ○地方消費税の創設 ○相続税の累進緩和、基礎控除の引上げ
法人税改革・ 所得税減税等 (平成 10 年～)	<ul style="list-style-type: none"> ○経済構造改革や金融システム改革等への対応 ○企業経営環境の変化への対応等 ○著しく停滞した経済活動への緊急的対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人税改革 ○経済活動に対する税の中立性を高め、企業活力と国際競争力を維持 ○金融システム改革に対応した税制 ○所得税減税等 <ul style="list-style-type: none"> ・極めて厳しい経済環境に最大限配慮 ・将来の抜本的改革の一部先取り 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人実効税率の引下げと課税ベースの適正化 ○組織再編税制、連結納税制度等 ○有価証券取引税等の引下げ・廃止 ○株式等譲渡益課税の適正化 ○定率減税の実施 ○所得税・個人住民税の最高税率引下げ ○消費税の福祉目的化
あるべき税制 の構築 (平成 15 年～)	<ul style="list-style-type: none"> ○少子・高齢化等の経済社会の構造変化に対応し、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○「公平・中立・簡素」の原則が基本。特に、①自由な経済活動を妨げない税制、②課税の適正化・簡素化、③安定的な歳入構造の構築、④地方分権と地方税の充実確保の視点が重要。 ○改革の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・個人所得課税の基幹税としての機能の回復 ・法人課税は、企業活動を妨げない中立的な税制の構築 ・消費課税は、今後、その役割を高めていく 	<ul style="list-style-type: none"> ○所得税・個人住民税(配偶者特別控除(上乘せ)の廃止、年金課税の見直し、定率減税の縮減・廃止、金融所得課税の一体化) ○法人課税(研究開発減税・IT減税、情報基盤強化税制、減価償却制度) ○消費税(中小特例見直し、総額表示) ○相続税(最高税率引下げ、税率構造の見直し、相続時精算課税制度) ○所得税から個人住民税への税源移譲 ○法人事業税(外形標準課税の創設)

主要税目の税収の推移（一般会計分）



（注1）計数は、20年度までは決算額、21年度は補正後予算額、22年度は当初予算額である。また、グラフ中の税制改正による増減収見込額は、平年度ベースの金額である。

（注2）1年限りの措置として、平成6年度に▲3.8兆円、平成7年度に▲1.4兆円、平成8年度に▲1.4兆円、平成10年度に▲2.8兆円の特別減税を実施。

アメリカ 税制改革の変遷

	個人所得課税	法人所得課税	間接税	備考
〔レーガン政権〕 1981年～1989年	1981年 経済再建租税法【5年間で約7,500億ドルの減収】			
	- 所得税率の引き下げ(14%～70%→11%～50%) - 税率ブラケット等に対するインデクセーションの導入	- 中小企業に対する法人税率の段階的引き下げ (17%、20%、30%、40%、46% →15%、18%、30%、40%、46%) - 加速度減価償却の導入		
	1986年 税制改革法【5年間で歳入中立】			
	- 税率構造の簡素化、最高税率の引き下げ等 (11%～50%→15%、28%) - 人的控除の段階的拡充 (1986年:1,080ドル→1989年:2,000ドル) - 高所得者に対する人的控除の逡減措置 - 医療費控除の縮減・支払利子控除の原則廃止・項目別控除の縮減	- 法人税率の引き下げ (15%、18%、30%、40%、46% →15%、25%、34%) - 加速度減価償却の縮減合理化等 (減価償却期間の延長等) - 投資税額控除の原則廃止 - 受取配当の制限(損金算入額85%→80%)		
〔H.W.ブッシュ政権〕 1989年～1993年	1990年 歳入調整法【5年間で約1,500億ドルの増収】			
	- 所得税の最高税率の引き上げ【+約100億ドル】 (15%、28%→15%、28%、31%)		- 燃料課税の引き上げ (ガソリン税:9.0¢→14.1¢) 【+約300億ドル】	- メディケア保険料率 適用上限額の引上げ【+約300億ドル】 - Pay as you goの導入
〔クリントン政権〕 1993年～2001年	1993年 歳入調整法【5年間で約2,400億ドルの増収】			
	- 高所得者に対する所得税の税率の引き上げ (15%、28%、31% →15%、28%、31%、36%、39.6%) 【+約1,100億ドル】	- 法人税率の引き上げ【+約200億ドル】 (15%、25%、34%→15%、25%、34%、35%) - 小規模事業者の即時償却枠の拡大 (10,000ドル→17,500ドル) ※ 1996年の改正により、更に25,000ドルまで 段階的に引き上げ	- 燃料課税の引き上げ (ガソリン税:14.1¢→18.4¢) 【+約300億ドル】	- メディケア保険料率 適用上限額の廃止 【+約300億ドル】
	1997年 納税者負担軽減法【11年間で約2,800億ドルの減収】			
	- 児童税額控除の導入(1998年:400ドル)【▲約1,800億ドル】 - 長期キャピタルゲインに係る税率を軽減【▲約200億ドル】 (15%、28%→原則10%、20%)			

(注)括弧内の数字は改正による増減収見積額。増減収見積額については、合同租税委員会(JCT)による推計等のうち判明したもののみ記載している。

〔W.ブッシュ政権〕 2001年～2009年	2001年 経済成長と減税調整法 【11年間で約1.35兆ドルの減収】		
	<ul style="list-style-type: none"> - 所得税率の段階的引き下げ【▲約8,400億ドル】 (15%、28%、31%、36%、39.6% →10%、15%、25%、28%、33%、35%) - 高所得者に対する人的控除の逡減措置の段階的縮小【▲約100億ドル】 - 児童税額控除の段階的拡充(500ドル→1,000ドル) 【▲約1,700億ドル】 		
	2002年 雇用創出及び勤労者支援法 【11年間で約400億ドルの減収】		
		<ul style="list-style-type: none"> - 初年度特別償却枠の創設(30%) 【▲約200億ドル】 	
	2003年 雇用と経済成長のための減税調整法 【11年間で約3,500億ドルの減収】		
	<ul style="list-style-type: none"> - 2001年ブッシュ減税(所得税の税率引き下げ、児童税額控除の拡充)の前倒し【▲約1,700億ドル】 - 長期キャピタルゲインに係る税率を段階的に軽減(10%、20%→0%、15%)【▲約200億ドル】 - 配当に係る税率を段階的に軽減(総合課税→0%、15%) 【▲約1,300億ドル】 	<ul style="list-style-type: none"> - 初年度特別償却枠の拡大(30%→50%) 【▲約100億ドル】 ※ 上記措置は2005年に期限切れ - 小規模事業者の即時償却枠の拡大 (25,000ドル→100,000ドル) 	
	2008年 景気刺激法 【11年間で約1,200億ドルの減収】		
	<ul style="list-style-type: none"> - 所得税減税(単身者:最大600ドル)【▲約1,200億ドル】 	<ul style="list-style-type: none"> - 初年度特別償却の創設(50%) 【▲約100億ドル】 - 小規模事業者の即時償却枠の拡大 (128,000→250,000ドル) 	
〔オバマ政権〕 2009年～	2009年 米国再生・再投資法 【11年間で約3,000億ドルの減収】		
	<ul style="list-style-type: none"> - 所得税減税(単身者:最大400ドル)【▲約1,200億ドル】 - 児童税額控除の対象者を低所得者へ拡大 【▲約100億ドル】 <p>○ 2011年 予算教書(提案中)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 高所得者に対する所得税の税率の引き上げ (10%、15%、25%、28%、33%、35% →10%、15%、25%、28%、36%、39.6%) - 配当・長期キャピタルゲインに係る最高税率の引き上げ (0%、15%→0%、15%、20%) - 高所得者に対する人的控除の逡減措置の復活 	<ul style="list-style-type: none"> - 初年度特別償却の延長(50%)【▲約100億ドル】 - 小規模事業者の即時償却枠の拡大の延長 (250,000ドル) <p>○ 2011年 予算教書(提案中)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 初年度特別償却枠の延長(50%) - 小規模事業者の即時償却枠の拡大の延長 (250,000ドル) 	

(注)括弧内の数字は改正による増減収見積額。増減収見積額については、合同租税委員会(JCT)による推計等のうち判明したもののみ記載している。

イギリス 税制改革の変遷

	個人所得課税	法人所得課税	付加価値税等	備考
<p>〔サッチャー政権〕 1979年～1990年</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1979年～1981年 <ul style="list-style-type: none"> ・「所得課税から消費課税へ」【▲12億ポンド】 -税率累進構造を緩和(▲35億ポンド) -課税ベースの拡大 ○ 1988年 <ul style="list-style-type: none"> ・「税制の簡素化・不公平の除去」【▲43億ポンド】 -税率累進構造をフラット化(6段階→2段階) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1982年～1986年 <ul style="list-style-type: none"> ・「民間部門の活力再生」 -法人税率段階的引き下げ【▲3億ポンド】 52%→45%→40%→35% -課税ベースの拡大 初年度100%償却特例の廃止 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1980年 <ul style="list-style-type: none"> ・「所得課税から消費課税へ」 -付加価値税率引き上げ【+20億ポンド】 標準税率8%、割増税率12.5%→15% 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1977年 <ul style="list-style-type: none"> ・扶養控除の廃止に伴い、社会保障給付の児童手当を導入
<p>〔メージャー政権〕 1990年～1997年</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1990年 <ul style="list-style-type: none"> ・「課税単位及び所得控除の見直し」 -夫婦合算単位課税から個人単位課税へ変更 -夫婦者控除(所得控除)の創設【▲4億ポンド】 ○ 1992年 <ul style="list-style-type: none"> ・「景気回復のための税制改正」 -軽減税率(20%)の導入【▲18億ポンド】 ○ 1993年 <ul style="list-style-type: none"> ・「増税のための改正」【+7億ポンド】 -インデクセーションの停止 ○ 1990年～1994年 <ul style="list-style-type: none"> ・「夫婦者控除の見直し」【+17億ポンド】 -方法、方式(所得控除→税額控除)の見直し、控除額の縮減 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1991年 <ul style="list-style-type: none"> ・「不況下における企業活性化」 -法人税率段階的引き下げ 35%→34%→33% 【▲7億ポンド】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1991年 <ul style="list-style-type: none"> ・「人頭税の軽減に伴う地方歳入不足の補填」【+39億ポンド】 -付加価値税率の引き上げ15%→17.5% ○ 1994年 <ul style="list-style-type: none"> ・「財政赤字削減」【+16億ポンド】 -付加価値税率の引き上げ 家庭用燃料及び電力に対する課税 0%→軽減税率8%の導入 -炭化水素油税率の引き上げ 二酸化炭素排出抑制のために、道路で使用する燃料に対して年平均3%以上の引き上げを決定(1999年まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1990年 <ul style="list-style-type: none"> ・「人頭税」(地方の財源)を導入 ○ 1991年 <ul style="list-style-type: none"> -人頭税(コミュニティ・チャージ)の軽減 ○ 1993年 <ul style="list-style-type: none"> ・「人頭税」の廃止 ・資産税であるカウンシルタックス(地方税)を導入

(注) 括弧内の数字は改正による増減収見積額。増減収見積額については、英国財務省が各年バジェット・レポート等で公表している改正初年度の実質ベースのものを記載している。

<p>〔ブレア政権〕 1997年～2007年</p>	<p>○ 1999年～2001年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「雇用機会の増進、子育て支援」 -夫婦者控除等の廃止(2000年)【+16億ポンド】 -給付付き税額控除の創設【▲78億ポンド】 <ul style="list-style-type: none"> →就労世帯税額控除(1999年) →(旧)児童税額控除(2001年)の導入 -軽減税率の引き下げ【▲15億ポンド】(20%→10%) -基本税率の引き下げ【▲23億ポンド】(23%→22%) <p>○ 2003年・2006年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「給付付き税額控除の改革」【▲24億ポンド】 -全額給付の給付付き税額控除の導入 <ul style="list-style-type: none"> →就労税額控除及び児童税額控除 	<p>○ 1997年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「民間投資の促進」【▲14億ポンド】 -法人税率の引き下げ 33%→31% ・「新税の創設(一年限り)」【+26億ポンド】 -民営化企業の余剰利益に課税するウィンドフォール税を時限的に創設(税収は失業対策及び教育対策の新規施策の財源に充当) <p>○ 1999年</p> <ul style="list-style-type: none"> -法人税率の引き下げ 31%→30% <p>○ 2006年</p> <ul style="list-style-type: none"> -小規模法人に係る軽減税率の簡素化(0%、19%→19%に一本化) 	<p>○ 1999年</p> <ul style="list-style-type: none"> -付加価値税率の引き下げ 家庭用燃料及び電力に対する軽減税率の引下げ(8%→5%) <p>○ 2001年</p> <ul style="list-style-type: none"> -二酸化炭素排出抑制のため気候変動税を導入 	<p>(参考)</p> <p>○ 1997年</p> <p>財政安定成長協定</p> <p>○ 1999年</p> <ul style="list-style-type: none"> -就労世帯税額控除の導入に伴い、社会保障給付を統廃合。ファミリークレジット(社会保障給付)を廃止【+38億ポンド】 -児童手当(社会保障給付)の給付額の増額【▲17億ポンド】 <p>○ 2003年</p> <ul style="list-style-type: none"> -国民医療制度(NHS)のサービス改善の財源とするため、国民保険料率1%引き上げ
<p>〔ブラウン政権〕 2007年～</p>	<p>○ 2008年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「税制の簡素化」 -税率構造の見直し(3段階→2段階) <ul style="list-style-type: none"> →軽減税率の廃止【+73億ポンド】 →基本税率の引き下げ【▲81億ポンド】(22%→20%) <p>○ 2010年(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「財政赤字削減のための高所得者の増税」 -15万ポンド超の課税所得に対する最高税率50%を適用【+7億ポンド】 -収入が10万ポンド以上の者に対する基礎控除額の減額【+8億ポンド】 	<p>○ 2007年</p> <ul style="list-style-type: none"> -小規模法人に係る軽減税率の引き上げ(19%→20%) <p>○ 2008年【+0.4億ポンド】</p> <ul style="list-style-type: none"> -法人税率の引き下げ【▲14億ポンド】(30%→28%) -課税ベースの拡大(減価償却制度の見直し)【+14億ポンド】 	<p>○ 2008年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2009年12月末までの13ヶ月間の時限措置として付加価値税の標準税率を15%に引き下げ【▲124億ポンド】 <p>○ 2009年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付加価値税の標準税率を引き戻し(15%→17.5%) 	<p>○ 2010年(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> -財政赤字削減のために、国民保険料率1%引き上げ(2011年度以降)

(注) 括弧内の数字は改正による増減収見積額。増減収見積額については、英国財務省が各年バジェット・レポート等で公表している改正初年度の実質ベースのものを記載している。

ドイツ 税制改革の変遷

未定稿

	個人所得課税	法人所得課税	付加価値税等 (間接税)	備考
<p>[コール政権] 1982年～1998年</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1983年 ・「児童控除の再導入」【▲9.4億ユーロ】 －1975年以降廃止されていた児童控除の復活 ○ 1986年、88年 ・「段階的な所得税減税」 －税率不適用所得の引き上げ －累進構造の緩和 等 ○ 1990年 ・「所得税減税」 【▲177.2億ユーロ】 －所得税率の引き下げ 22%～56%→19%～53% －税率不適用所得の引き上げ －給与所得控除の一本化 (被用者控除、クリスマス控除、必要経費概算控除を被用者概算控除に一本化) 等 ○ 1991年 ・「所得税の付加税 時限的導入」 【+55.7億ユーロ(法人税の付加税導入も含む)】 ○ 1995年 ・「付加税の恒久措置化」 ○ 1996年 ・「税率不適用所得の引き上げ」 【▲79.0億ユーロ】 ・「(税率不適用所得の引き上げに伴う)最低税率の引き上げ」 19%→25.9% ○ 1996年 ・「児童控除と児童手当の併用廃止」 【▲11.0億ユーロ】 (選択適用制度へ移行(児童手当と児童控除でどちらか有利な方のみ適用)) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1990年 ・「法人税率引き下げ」【▲12.8億ユーロ】 留保分:56%→50% 配当分:36%→36% ・「租税特別優遇措置(法人・個人)の廃止・縮小」 【+92.4億ユーロ】 ○ 1991年 ・「法人税の付加税 時限的導入」 ○ 1994年 ・「法人税率引き下げ」【▲20.7億ユーロ】 留保分:50%→45% 当分:36%→30% ・「減価償却方法の見直し」 【+15.3億ユーロ】 ○ 1995年 ・「付加税の恒久措置化」 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1983年 ・「付加価値税率引き上げ」 【+40.9億ユーロ】 －標準税率引き上げ 13%→14% －軽減税率引き上げ 6.5%→7% ○ 1989年 ・「鉱油税の引き上げ」 【+38.2億ユーロ】 ○ 1993年 ・「付加価値税率引き上げ」【+62.1億ユーロ】 －標準税率引き上げ 14%→15% 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1990年 ・東西ドイツ統一 ○ 1997年 「財政安定成長協定」 ○ 1997年 ・「財産税の廃止」 【▲47.6億ユーロ】

<p>[シュレーダー政権] 1998年～2005年</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1998年 ・「付加税の引き下げ」【▲37.8億ユーロ】 7.5%→5.5% ○ 1999年、2000年—負担軽減法(1998年成立) ・「段階的な所得税減税」【1999年:48.2億ユーロ、2000年:69.2億ユーロ】 —最低税率の引き下げ 25.9%→22.9% —最高税率の引き下げ 53%→51% —税率不適用所得の引き上げ 等 ○ 2001年、2004年、2005年—減税法(2000年成立)等 ・「段階的な所得税減税」【2001年:▲145.2億ユーロ、2004年▲120.0億ユーロ、2005年:69.2億ユーロ】 —最低税率の引下げ 22.9%→15% —最高税率の引下げ 51%→42% —税率不適用所得の引き上げ 等 ○ 2002年 ・「配当所得一部控除方式」導入 (完全インプテーション方式を廃止し、受取配当の一定割合を課税所得に算入) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1998年 ・「付加税の引き下げ」【▲37.8億ユーロ】 7.5%→5.5% ○ 1999年 ・「法人税率引き下げ」【▲19.4億ユーロ】 留保分:45%→40% 配当分:30%→30% ・「租税優遇措置の廃止・縮小等」 ○ 2001年 ・「法人税率引き下げ等」 【▲135.5億ユーロ】 留保分:40%→25% 配当分:30%→25% →法人税率を一律25%へ ・「減価償却方法の見直し等」 【+74.6億ユーロ】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1998年 ・「付加価値税率引き上げ(15%→16%)」 【+57.8億ユーロ】 ○ 1999年<環境税改革> ・「鉱油税率の段階的引き上げ」 【+39.1億ユーロ】 ・「電気税の創設」 【+23.0億ユーロ】 	<ul style="list-style-type: none"> ・年金保険料率の据え置き ・年金保険料率の引き下げ(20.3%→19.5%) (参考)年金保険料率の推移 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">1991年:17.7% (1992年年金改革法) ↓ 1993年:17.5% 1994年:19.2% 1995年:18.6% 1996年:19.2% 1997年:20.3% ↓ 1999年:19.5% 2000年:19.3% 2001年:19.1% (2001年年金改革法) ↓ 2003年:19.5% ↓ 2007年:19.9% ↓ 2010年:19.9%</p> </div>
<p>[メルケル政権] 2005年～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2007年 ・「所得税の最高税率の引き上げ(42%→45%)」 【+13億ユーロ】 ○ 2009年 ・「金融所得の課税方法変更」【▲8.7億ユーロ】 (総合課税→分離課税(申告不要)) ○ 2009年、2010年 ・「段階的な所得税減税」 【09年:▲31.1億ユーロ、10年:▲57.8億ユーロ】 —所得税の最低税率の引き下げ 15%→14% —税率不適用所得の引き上げ 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2008年 ・「法人税率の引き下げ(25%→15%)等」 【▲316.5億ユーロ(金融所得の課税方式変更による減収分を含む)】 ・「課税ベースの拡大」【+266.6億ユーロ】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2007年 ・「付加価値税率引き上げ」 【+229.5億ユーロ】 —標準税率引き上げ 16%→19% 	<ul style="list-style-type: none"> ・失業保険料率引き下げ(6.5%→4.2%)と財政再建

(注1) 括弧内の数字は改正による増減収見積額。増減収見積額については、独連邦財務省が各年財政報告書(Finanzbericht)で公表している発生年ベース(改正の効果が十分に現れる最初の12ヶ月間)のものを原則記載している。

(注2) 1999年～2000年及び2001～2005年の個人所得税改革においては、負担軽減法により1999年から2002年までの段階的な負担軽減措置が規定されていたところ、減税法において2005年までの更なる負担軽減措置等が規定された。なお、計数については、当初規定していたものから実施年、規模等に修正が生じた場合、その修正の影響を考慮して調整している。

(注3) 1ユーロ=1.95583マルクで換算。

フランス 税制改革の変遷

未定稿

	個人所得課税	法人所得課税	付加価値税等 (間接税)	備考
<p>[ミッテラン政権]</p> <p>1981年～1995年</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1981年 <ul style="list-style-type: none"> ・「家族除数の変更」 -第3子以降に係る家族除数を0.5→1に加算 ○ 1982～1986年 <ul style="list-style-type: none"> ・「所得税付加税の創設・廃止」 -創設(一定額を超える所得税額につき10%) -税率引き下げ 10%→5%・8%→3% -廃止(1986年) ○ 1983年～1994年 <ul style="list-style-type: none"> ・「所得税率の税率構造」 -最高税率の引き上げ・引き下げ 60%→65%→58%→56.8% -累進構造をフラット化(12段階→6段階) ○ 1991～1993年 <ul style="list-style-type: none"> ・「一般社会税の創設・引き上げ」 -創設(収入に対し比例税率1.1%) -税率引き上げ(1.1%→2.4%)【+76.2億ユーロ】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1983年 <ul style="list-style-type: none"> ・「租税優遇措置の創設・廃止」 -初年度特別償却制度 (耐用年数に応じ40%以上)を創設 -廃止(1986年) ○ 1986～1993年 <ul style="list-style-type: none"> ・「法人税率の引き下げ」 -法人所得の配当分に係る税率及び留保分に係る税率をそれぞれ段階的に引き下げ 配当分:1985年50%→45%→42%→34% →1993年 33 1/3% 留保分:1985年50%→45%→42%→39% →37%→34%→1993年 33 1/3% ○ 1989年 <ul style="list-style-type: none"> ・「新設企業への優遇措置」 -新設企業について5年間法人税の全部又は一部を免除 ○ 1995～2006年 <ul style="list-style-type: none"> ・「法人税付加税の創設・廃止」 -法人税付加税の創設(税額の10%) 【+18.3億ユーロ】 -税率の引き下げ・廃止 10%→6%→3%→1.5%(2006年) ○ 1997～2000年 <ul style="list-style-type: none"> ・「大企業に対する法人税付加税の創設・廃止」 -売上高762万ユーロ以上の法人に対し税額の15%の付加税を新たに創設 -税率の引き下げ(15%→10%)、廃止(2000年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1982年 <ul style="list-style-type: none"> ・「付加価値税の標準税率を引き上げ」 17.6%→18.6% ・「付加価値税の超軽減税率創設」 -食料品に対する超軽減税率5.5% ○ 1989年 <ul style="list-style-type: none"> ・「付加価値税の軽減税率を引き下げ」 7%→5.5% ・「付加価値税の割増税率を引き下げ・廃止(1992年)」 33 1/3%→28%→25%→22% →標準税率(18.6%) ○ 1995年 <ul style="list-style-type: none"> ・「付加価値税の標準税率を引き上げ」 18.6%→20.6%【+86.6億ユーロ】 ○ 1999年 <ul style="list-style-type: none"> ・「汚染活動一般税の創設」 -廃棄物、大気汚染物質等を対象に課税 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1997年 財政安定成長協定
<p>[シラク政権]</p> <p>1995年～2007年</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1997～1998年 <ul style="list-style-type: none"> ・「一般社会税率の引き上げ」 -給与収入に係る税率 2.4% → 1997年3.4%【社会保険料の一部引き下げと合わせ+10.7億ユーロ】→1998年7.5% ○ 1996～2005年 <ul style="list-style-type: none"> ・「社会保障関連諸税の創設・拡充」 -社会保障債務返済税(ほぼ全ての収入に対し0.5%)の創設【+38.1億ユーロ】 -社会税(資産性収入に対し2%)の創設 			

(注1)括弧内の数字は改正による増減収見積額。増減収見積額については、改正時の予算案で公表されているものを記載している。

(注2)1ユーロ=6.55957フランで換算。

<p>[サルコジ政権]</p> <p>2007年～</p>	<p>-社会税付加税(社会税の税率に 0.3%上乘せ)の創設</p> <p>○ 1997～2007年 ・「所得税率の引き下げ」 -12%～56.8% → 5.5%～40%</p> <p>○ 2001年 ・「給付付き税額控除の導入」 -雇用のための手当の創設</p> <p>○ 2007年 ・「給与所得控除の廃止」 -給与所得控除(必要経費控除後の金額の 20%) 廃止</p> <p>○ 2007年 ・「超過勤務に係る所得税等の免除」 【▲66.3 億ユーロ】 -超過勤務に係る所得税、一般社会税等、社会保 険料の免除</p> <p>○ 2008年 ・「金融所得に対する課税方法及び税率の変更」 -配当:総合課税→総合課税と源泉分離課税の選 択制 -税率の引き上げ 16%→18%</p> <p>○ 2009年 ・「社会税付加税率の引き上げ」 -0.3%→1.4%</p>	<p>○ 2000年 ・「法人利益社会税の創設」 -法人税額の 3.3%</p> <p>○ 2001～2002年 「中小企業に対する軽減税率」【▲3.5 億ユーロ】 -軽減税率(25%)の導入 -税率の引き下げ(25%→15%)</p> <p>○ 2009～2011年 ・「法人概算課税の段階的廃止」 -段階的に縮小し、廃止【▲13.4 億ユーロ】</p>	<p>○ 2000年 ・「付加価値税の標準税率を 引き下げ」 20.6%→19.6% 【▲47.3 億ユーロ】</p> <p>○ 2005～2006年 ・「自動車登録税を引き上げ」 -1 課税馬力あたり 29.42 ユーロ →33.30 ユーロ→46.15 ユーロ</p> <p>○ 2006年 ・「自動車登録税付加税の創設」 -登録時に CO2 排出量に応じ CO2 排出量 1gあたり 2 ユーロ～4 ユー ロ</p> <p>○ 2008年 ・「自動車登録割増税の創設」 -登録時に CO2 排出量に応じ 200 ～2600 ユーロ (創設後、段階的に課税を強化)</p> <p>○ 2009年 ・「自動車保有税の創設」 -一定以上の CO2 排出量の車両に に対し 160 ユーロ (創設後、段階的に課税を強化)</p>	<p>○ 1999～2005年 ・「職業税(地方税)の 改革」 -給与対応部分の段 階的廃止 -納税額の上限の引き 下げ</p> <p>○ 2006年～ ・「タックス・シールドの 創設・拡充」 -各種直接税の負担 の上限(前年の収入 の 60%)を設定、超 過分を還付 -上限を 50%に引き下 げ(2008年) 【▲6.45 億ユーロ】</p> <p>○ 2010年 ・「職業税(地方税)の 改組」 -有形固定資産に係る 部分を廃止、新たに 付加価値を課税標準 とする税を導入【▲58 億ユーロ】</p>
-------------------------------	--	--	---	---

(注 1) 括弧内の数字は改正による増減収見積額。増減収見積額については、改正時の予算法案で公表されているものを記載している。

(注 2) 1 ユーロ=6.55957 フランで換算。

スウェーデン 税制改革の変遷

未定稿

	個人所得課税	法人所得課税	付加価値税等 (間接税)	備考
<p>[フェルディン政権] 1979年～1982年</p> <p>[パルメ政権] 1982年～1986年</p> <p>[カールソン政権] 1986年～1991年</p>	<p>○ 1980年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最高限界税率は58%。1980年代を通じて限界税率は段階的に引き下げられ、1988年時点で5%、20%、34%、45%の4段階の累進構造 <p>○ 1991年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限界税率は20%に一本化 ※ただし、課税最低限は18万クローナと高く、20歳以上人口のうち国税所得税を納める者の割合は20%程度 ・課税ベースの拡大 <ul style="list-style-type: none"> - フリンジ・ベネフィット、雇用者負担の生命保険、低利貸し付けなどへの課税 ・帰属家賃に対する課税を廃止 ・二元的所得税を採用 (資本所得は勤労所得と分離し、税率30%の比例税率で課税) <p>※1990年代前半には配当課税の廃止、キャピタルゲインに対する税率の引き下げが実施されたが、1990年代後半以降、従来の二元的所得税に回帰</p>	<p>○ 1980-83年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税(税率40%)及び地方法人税 <p>○ 1984年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税(32%)、利潤配分税(20%)及び地方法人税 <p>○ 1985-88年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税(52%)及び利潤配分税(20%) <p>○ 1989年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税(40%)、利潤配分税(20%)及び特別利潤配分税(15%) <p>○ 1990年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税(40%)及び利潤配分税(20%) <p>○ 1991年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税率の引き下げ(30%) ・課税ベースの拡大 <ul style="list-style-type: none"> - 投資基金制度、棚卸資産の評価減制度を廃止 	<p>○ 1980年代</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準税率は23.46% <p>○ 1990年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準税率を現行の25%に引き上げ <p>○ 1991年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付加価値税の課税対象をエネルギー、サービス部門に拡大 ・関連する個別間接税は軽減又は廃止 ・エネルギーに対し、二酸化炭素税、硫黄税などの環境関連税を導入(二酸化炭素税はほぼ毎年税率を引き上げ) 	<p>○ 1980年代</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【純資産税】 - 1.5～3.0%の累進税率 <p>○ 1991年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【不動産税】 - 所得税の帰属家賃課税の廃止に伴い、税率を0.47%から1.2%に引き上げ - 1990年代後半には財政再建策の一環として税率を1.5%に引き上げ <p>○ 1990年代</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【相続・贈与税】 - 累進税率の引き下げ(10～60%→10～30%)

(参考) 勤労所得税について、平均地方所得税率は31%程度で推移。

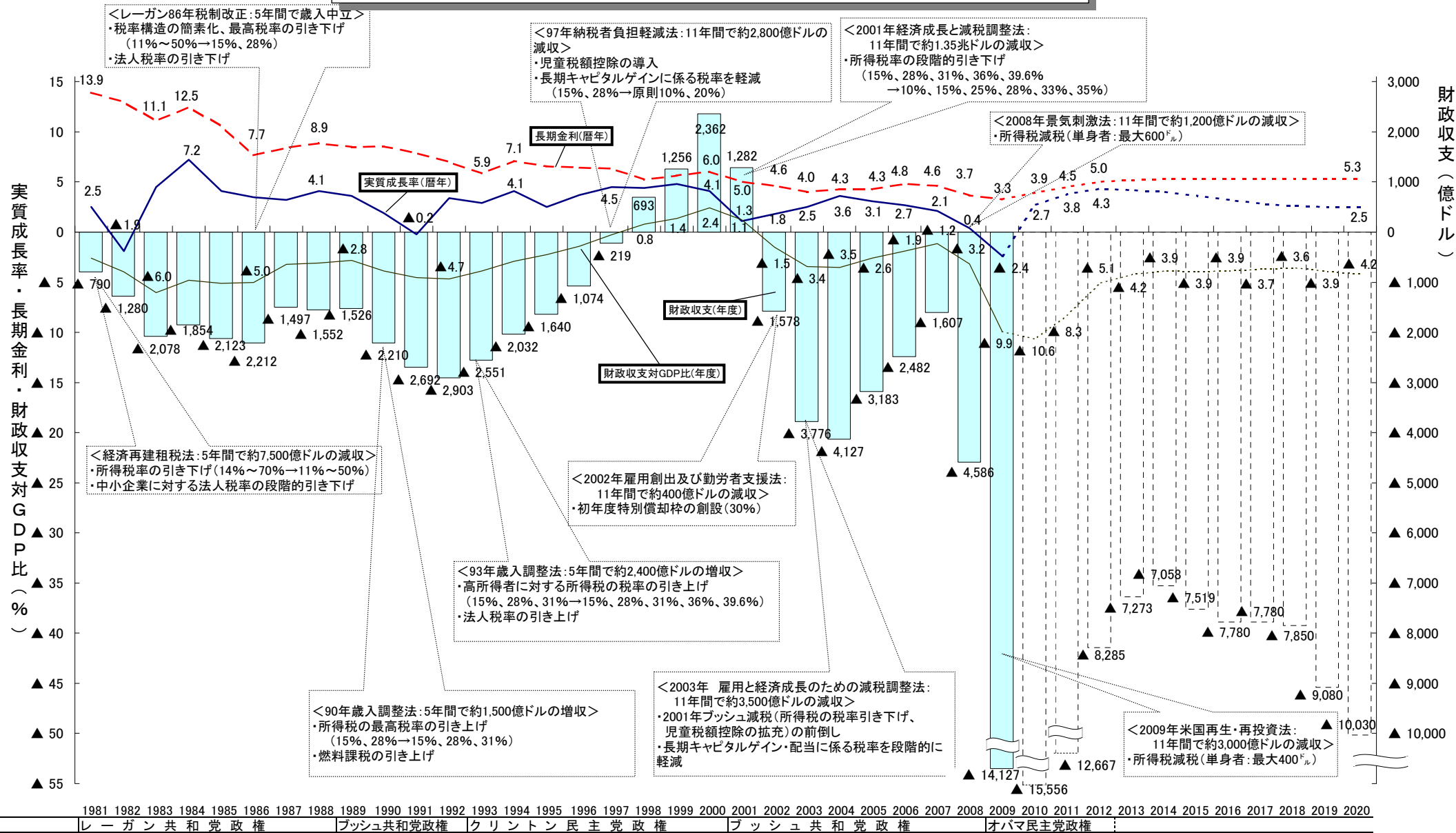
静岡県立大学 伊集守直講師作成資料を基に作成

<p>〔ビルト政権〕 1991年～1994年</p>		<p>○ 1994年 ・法人税率の引き下げ(28%) ・課税ベースの拡大 - 表面税率と実効税率の乖離をできる限り解消する目的で税平衡準備金制度(SURV)を廃止</p>		<p>○ 1992年 ・【純資産税】 - 1.5%の比例税率</p>
<p>〔カールソン政権〕 1994年～1996年</p>	<p>○ 1995年 ・財政再建策の一環として限界税率を25%に引き上げ</p>		<p>○ 1996年 ・軽減税率を現行の6%、12%に設定 ※ゼロ税率有り</p>	
<p>〔ペーシオン政権〕 1996年～2006年</p>	<p>○ 1999年 ・限界税率を20%と25%の2段階の累進構造に設定</p>			<p>○ 2004年 ・相続・贈与税の廃止</p>
<p>〔ラインフェルト政権〕 2006年～</p>	<p>○ 2007年 ・就労税額控除の導入</p>	<p>○ 2009年 ・法人税率の引き下げ(26.3%)</p>		<p>○ 2007年 ・純資産税の廃止</p> <p>○ 2008年 ・【不動産税】 - 地方へ移譲(税ではなく使用料として徴収)</p>

(参考) 勤労所得税について、平均地方所得税率は31%程度で推移。

静岡県立大学 伊集守直講師作成資料を基に作成

アメリカの財政収支の推移及び主な税制改革等



(注) 1. 財政収支及び財政収支対GDP比については、2009年度までは実績。それ以降は2011年度大統領予算教書(2010年2月発表)による見通し。
 2. 実質成長率については、2010年以降は、2011年度大統領予算教書における見通し。3. 財政収支は統合予算の収支尻。
 4. 長期金利は、米国10年国債金利年平均。

(出典) 1. 2011年度大統領予算教書(2010年2月行政管理予算局(OMB)発表)
 2. 実質成長率については、2009年迄: 経済分析局の「国民経済計算」、2010年以降: 2011年度大統領予算教書。
 3. 長期金利については、2009年迄: 連邦準備銀行データ、2010年以降: 2011年度大統領予算教書。

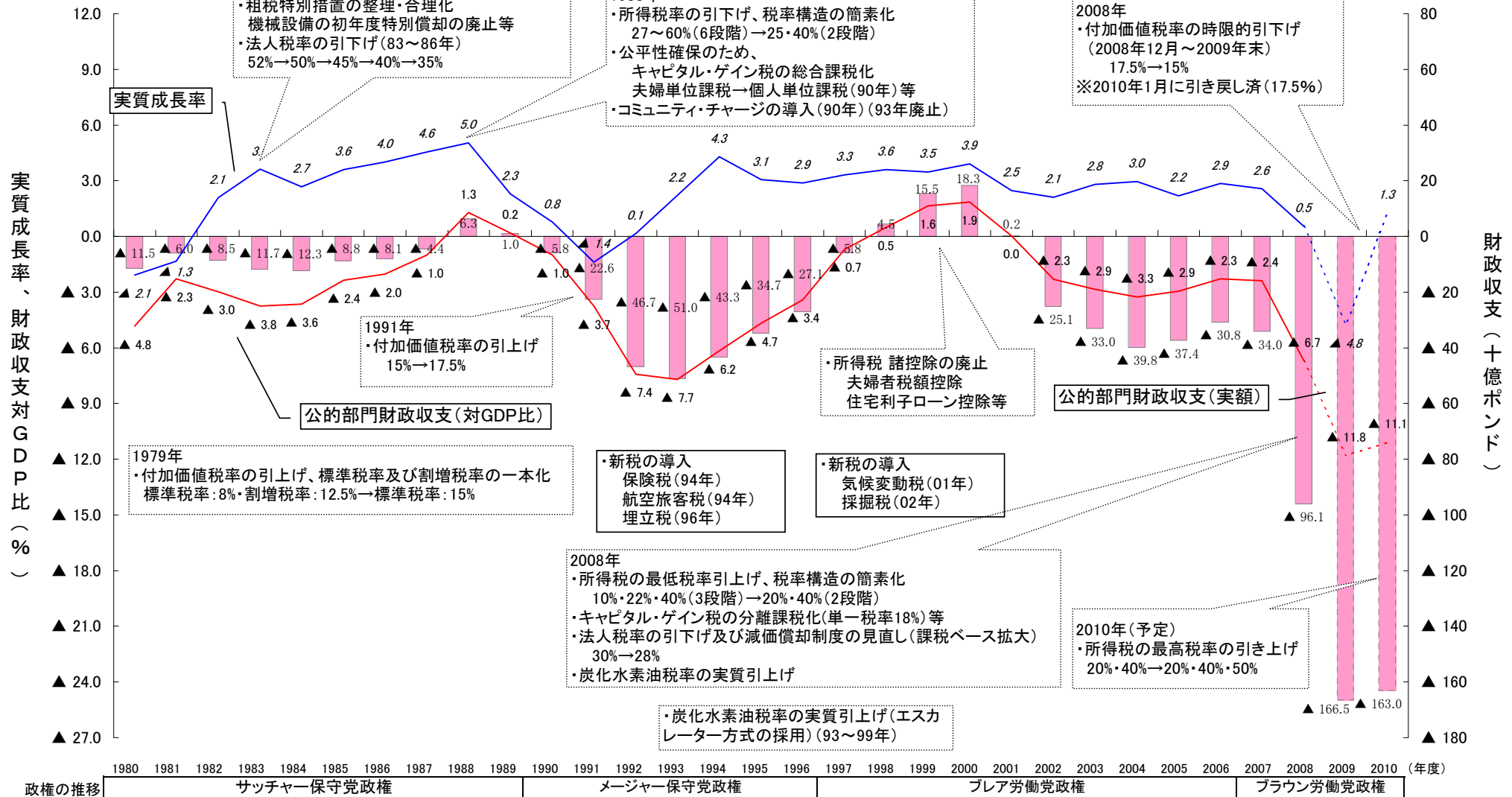
イギリスの財政収支の推移及び主な税制改革等

1979年
 ・所得税率の引下げ、税率構造の簡素化
 25～83% (11段階) → 25～60% (7段階)

・租税特別措置の整理・合理化
 機械設備の初年度特別償却の廃止等
 ・法人税率の引下げ (83～86年)
 52% → 50% → 45% → 40% → 35%

1988年
 ・所得税率の引下げ、税率構造の簡素化
 27～60% (6段階) → 25・40% (2段階)
 ・公平性確保のため、
 キャピタル・ゲイン税の総合課税化
 夫婦単位課税 → 個人単位課税 (90年) 等
 ・コミュニティ・チャージの導入 (90年) (93年廃止)

2008年
 ・付加価値税率の時的引下げ
 (2008年12月～2009年末)
 17.5% → 15%
 ※2010年1月に引き戻し済 (17.5%)



1979年
 ・付加価値税率の引上げ、標準税率及び割増税率の一本化
 標準税率: 8%・割増税率: 12.5% → 標準税率: 15%

・新税の導入
 保険税 (94年)
 航空旅客税 (94年)
 埋立税 (96年)

・新税の導入
 気候変動税 (01年)
 採掘税 (02年)

2008年
 ・所得税の最低税率引上げ、税率構造の簡素化
 10%・22%・40% (3段階) → 20%・40% (2段階)
 ・キャピタル・ゲイン税の分離課税化 (単一税率18%) 等
 ・法人税率の引下げ及び減価償却制度の見直し (課税ベース拡大)
 30% → 28%
 ・炭化水素油税率の実質引上げ

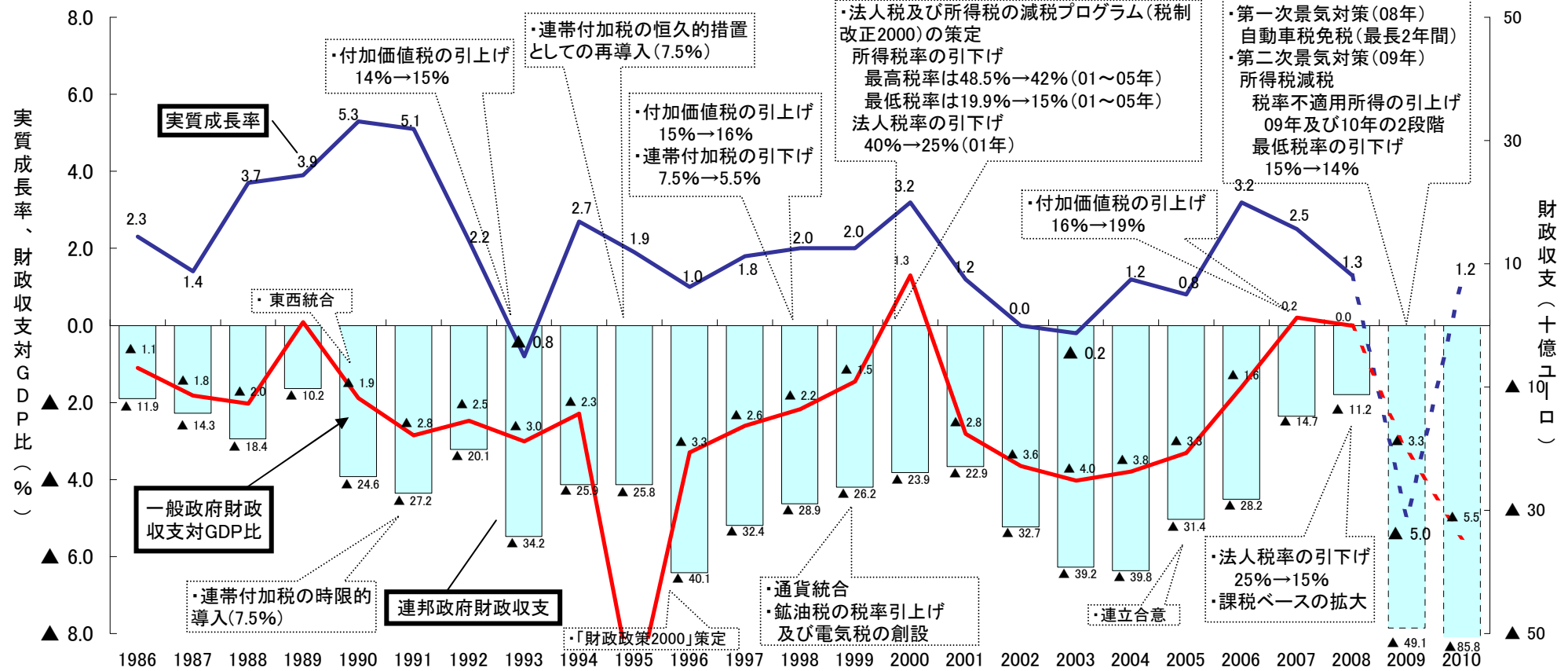
・炭化水素油税率の実質引上げ (エスカレーター方式の採用) (93～99年)

2010年 (予定)
 ・所得税の最高税率の引き上げ
 20%・40% → 20%・40%・50%

(出典) 英国統計庁及び英国財務省「Budget 2010」

(注) 1. 実質GDP成長率は暦年ベース。2009年までは実績、2010年は見通し。
 2. 財政収支は公的部門ベース。2008年度までは実績、2009年度以降は見通し。
 3. 公的部門とは、一般政府に公的企業を加えたもの。

ドイツの財政収支の推移及び主な税制改革等

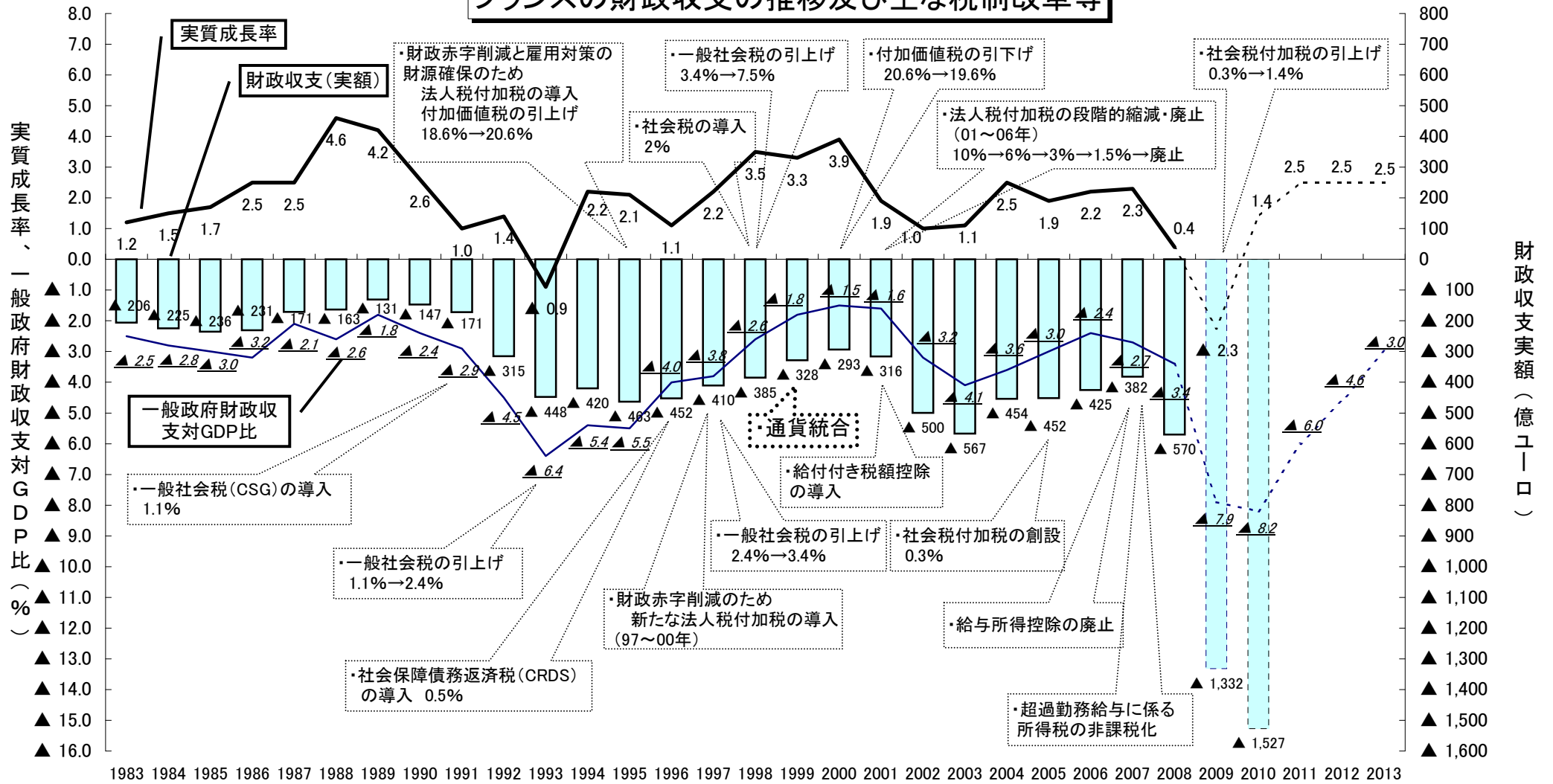


政権の推移	コール政権(保守・中道連立)	シュレーダー政権(中道・左派連立)	メルケル政権(大連立)
	1982.10	1998.10	2005.11

(注) 連邦政府の財政収支は2008年までは実績、2009年は実績見込み、2010年は予算。

- (出典) 1. 連邦政府財政収支: 2010年予算プレスリリース等
 2. 一般政府財政収支対GDP比: '07までOECD「Economic Outlook86」(2009年12月) '08年以降は安定化プログラム(2010年1月)。
 3. 実質経済成長率: 連邦統計庁発表('91までは西ドイツの値)。

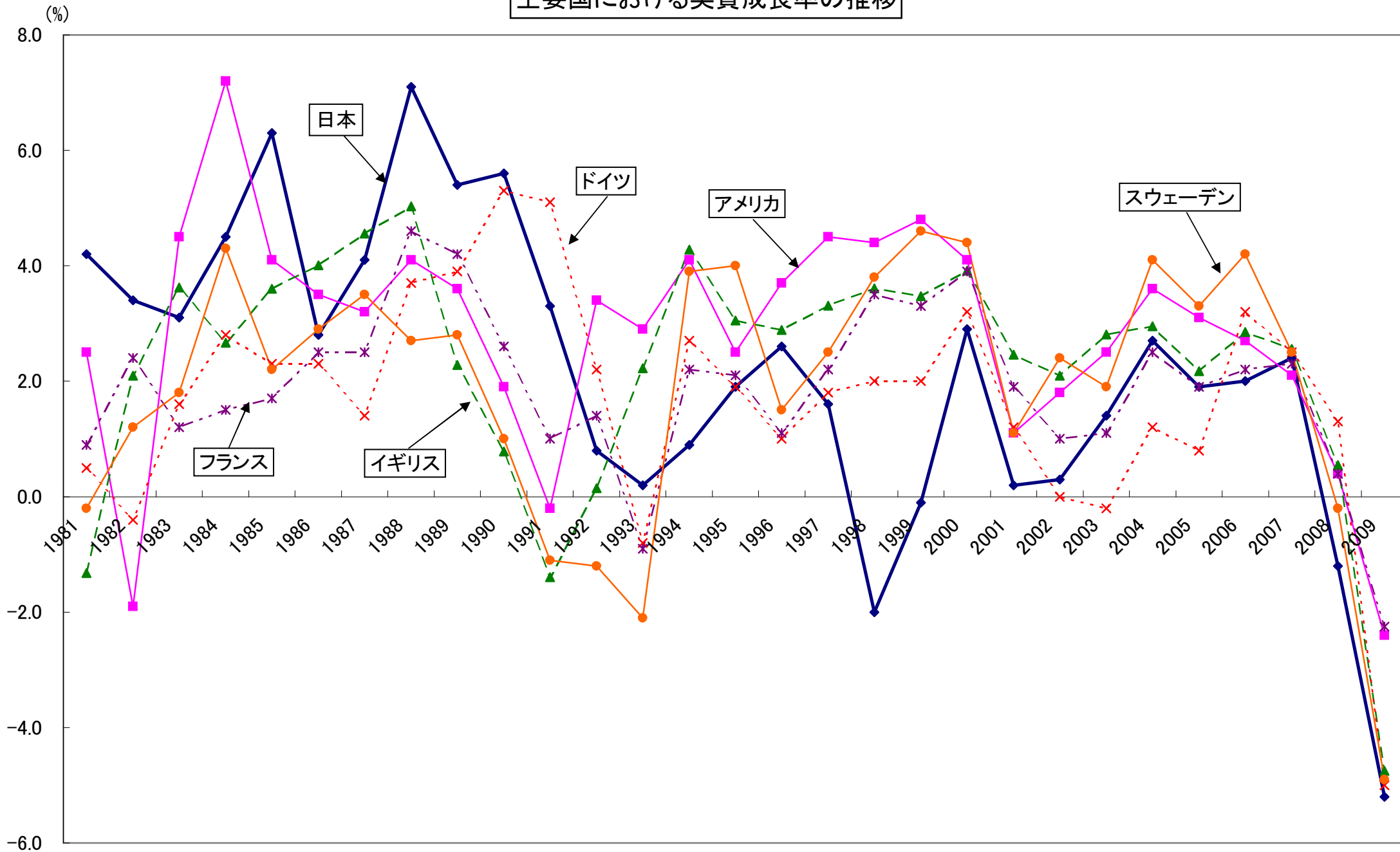
フランスの財政収支の推移及び主な税制改革等



政権 推移	大統領	ミッテラン (社会党) 第1期		ミッテラン (社会党) 第2期			シラク (共和国連合(保守系))(第1期)		第2期		サルコジ (UMP)	
	首相	ファビウス	シラク (保革共存)	ロカール	クレツン	ペレゴウワ	バラデュール (保革共存)	ジュベ	ジョスパン (保革共存)	ラファラン	ドビルパン	フィオン
		84.7	86.3	88.5	91.5	92.4	93.3	95.5	97.6	02.5	05.6	07.5

(注) 1. 財政収支(実額)は、一般予算の値であり、2008年までは実績、2009年は第三次補正後予算、2010年は補正後予算による見通し
 2. 実質成長率については、2008年までは実績、2009年以降は2010-2013年安定化プログラムにおける見通し
 3. 一般政府財政収支対GDP比は、2008年までは実績、2009年以降は2010-2013年安定化プログラムにおける見通し
 (出典) 1. 財政収支(実額): 2008年までは決算法、2009年第三次修正予算法(2009年12月)、2010年修正予算法(2010年3月)
 2. 一般政府財政収支対GDP比: Insee、2010-2013年安定化プログラム(2010年1月)
 3. 実質成長率: Insee、2010-2013年安定化プログラム(2010年1月)

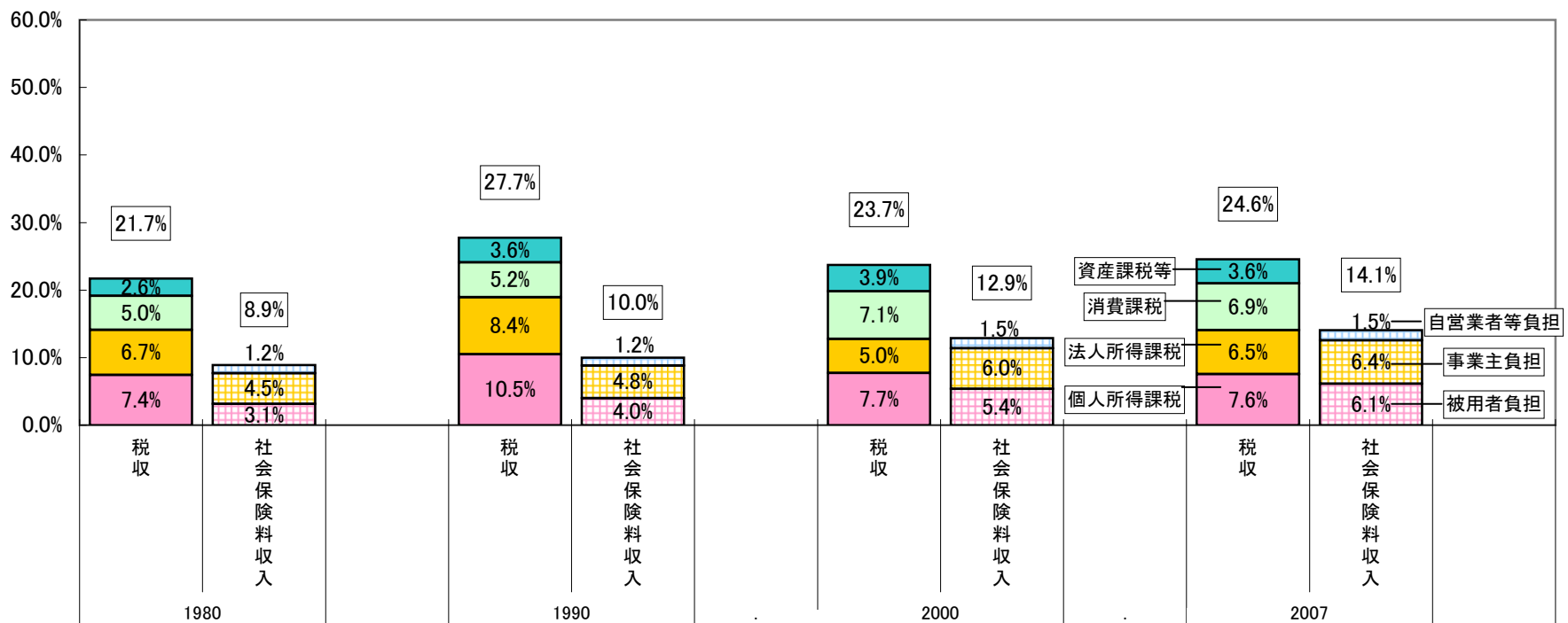
主要国における実質成長率の推移



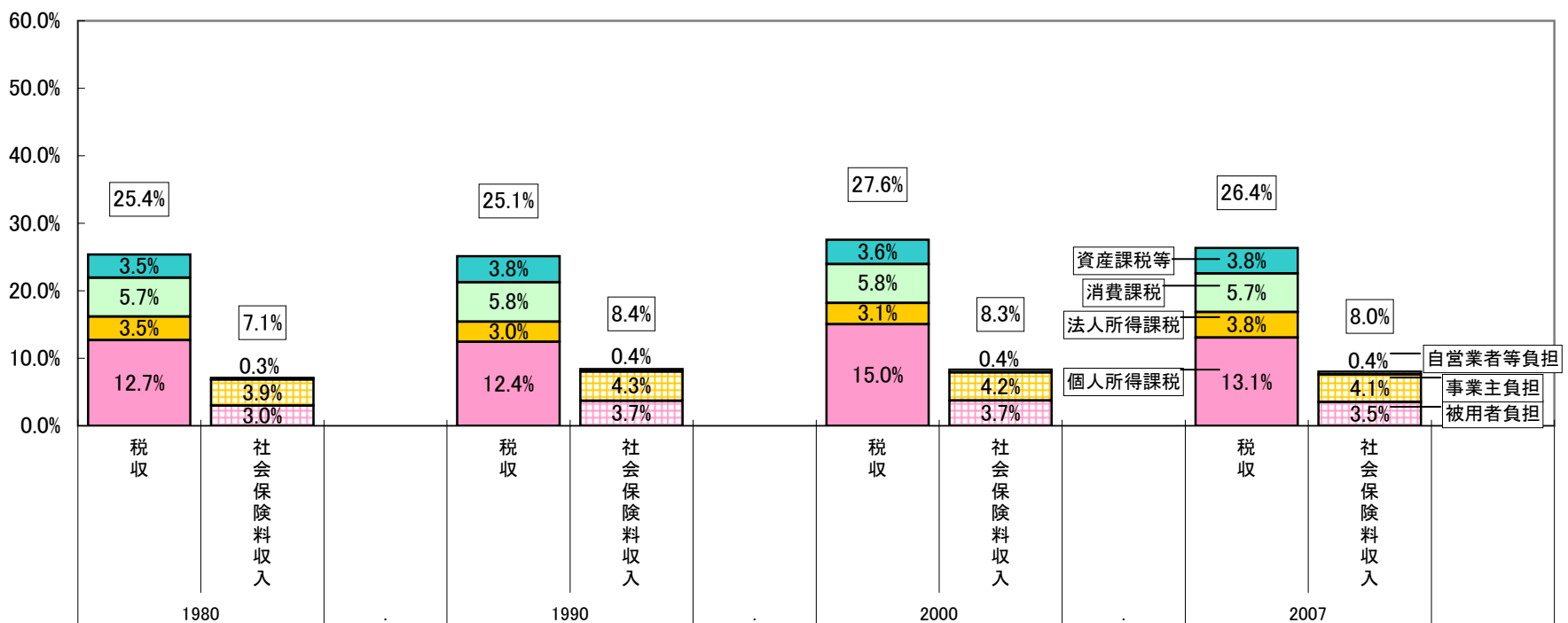
(出典) 日本については、内閣府「国民経済計算四半期別GDP速報」。アメリカについては、経済分析局「国民経済計算」。イギリスについては、イギリス国立統計局資料。ドイツについては、ドイツ連邦統計庁資料。フランスについては、Insee、2010-2013年安定化プログラム。スウェーデンについては、Eurostat。

主要国における税收及び社会保険料収入(対国民所得比)の推移

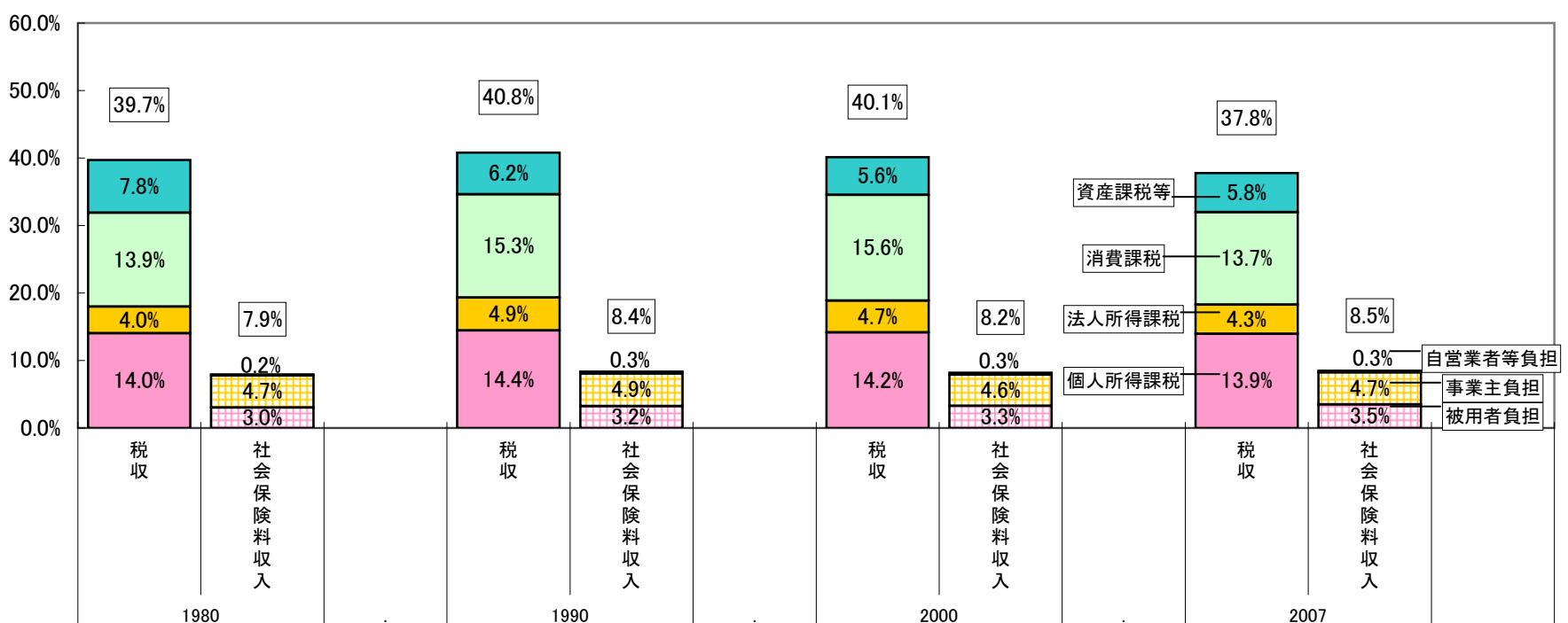
日本



アメリカ



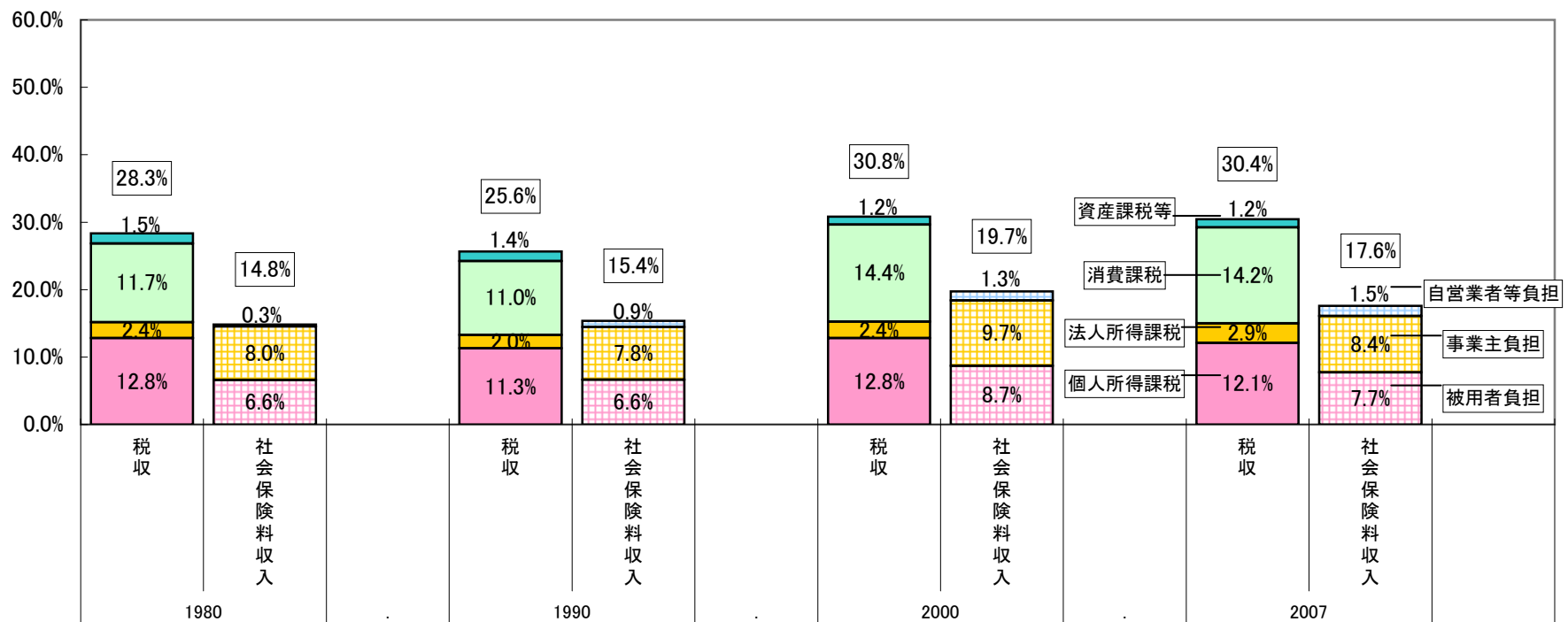
イギリス



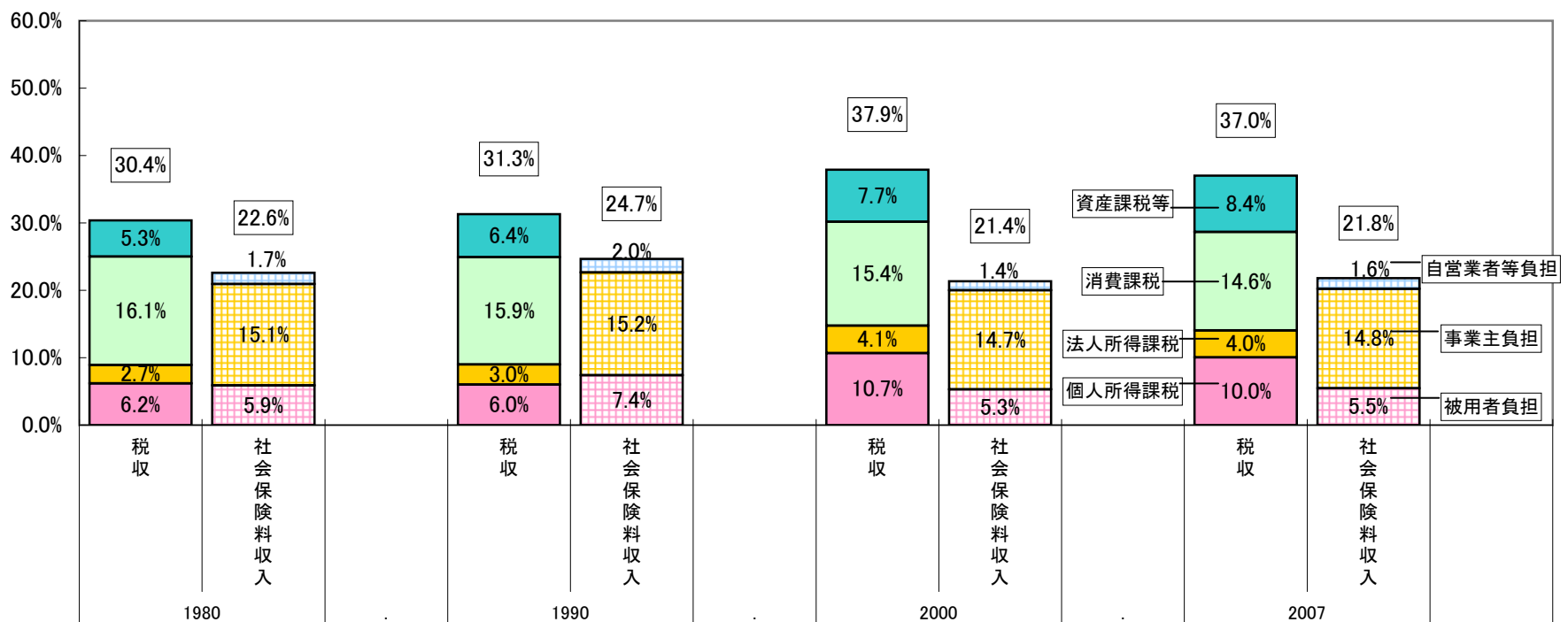
(注) 1. 日本については、国民所得は内閣府「国民経済計算確報」(93SNAベース)、社会保険料収入に関する計数はOECD "Revenue Statistics"による。租税負担に関する計数は租税収入ベースの値。
 2. 諸外国については、税收及び社会保険料収入はOECD "Revenue Statistics"による。国民所得は同 "National Accounts" (93SNAベース)による。
 3. OECD "Revenue Statistics"においては、所得課税及び社会保険料に係る計数について、分類不能とされている項目があり、これらについては計算上関連する項目に按分している。
 4. 税收は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 5. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
 6. OECD "Revenue Statistics"による社会保険料収入には、帰属社会負担の額は含まれていないことから、上記の計数は、内閣府「国民経済計算確報」やOECD "National Accounts"をもとに算出している社会保障負担率とは異なる。

主要国における税收及び社会保険料収入(対国民所得比)の推移

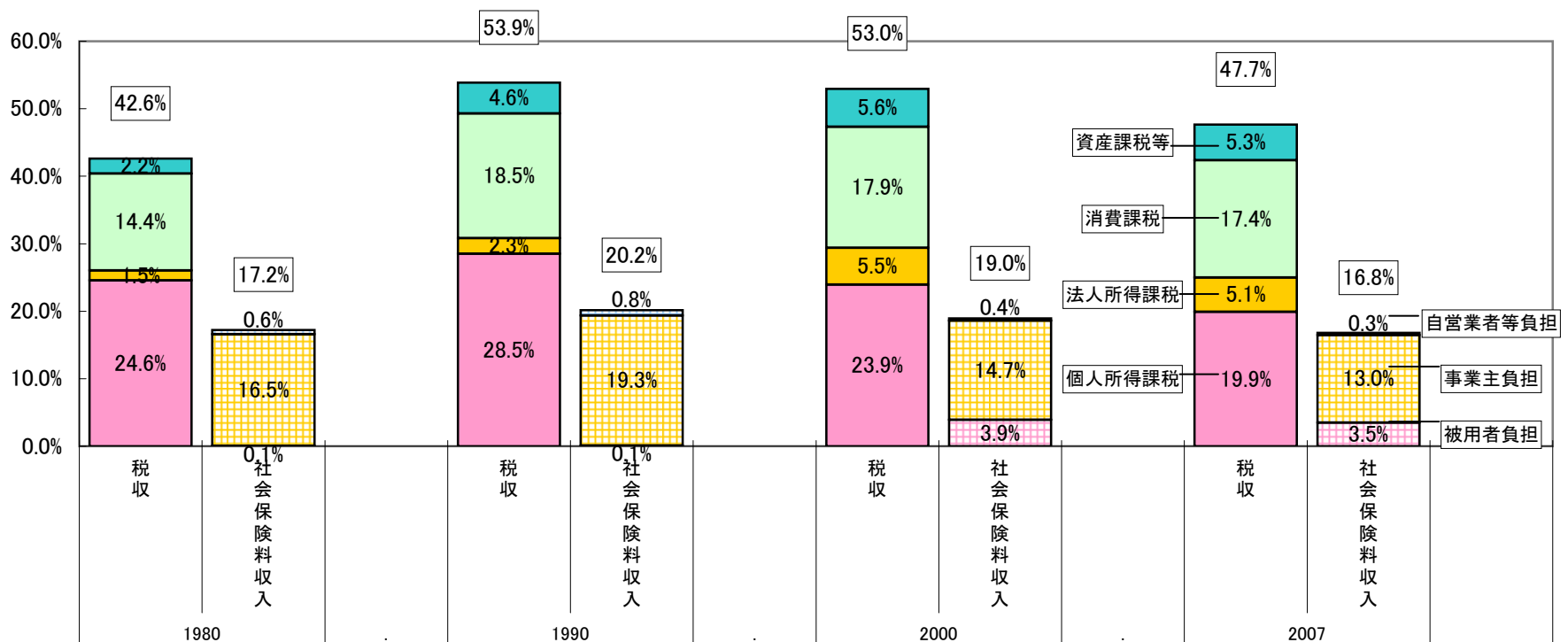
ドイツ



フランス



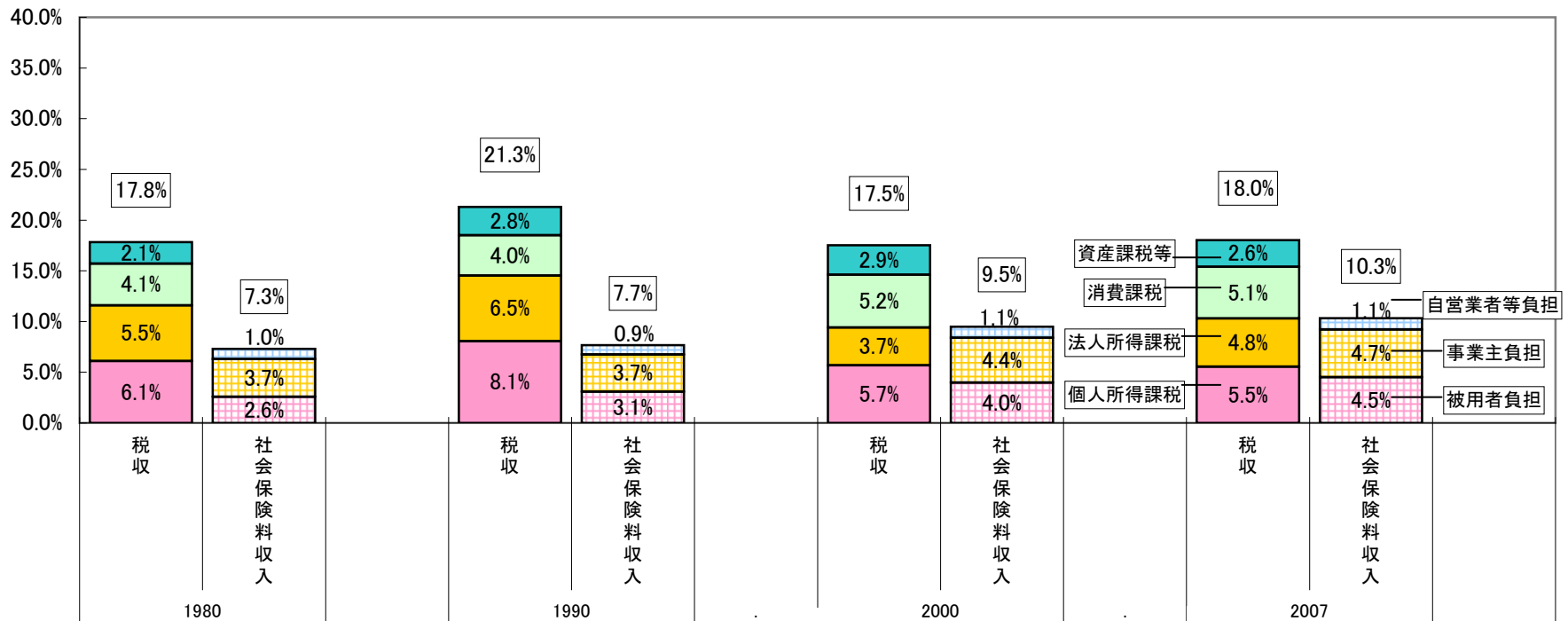
スウェーデン



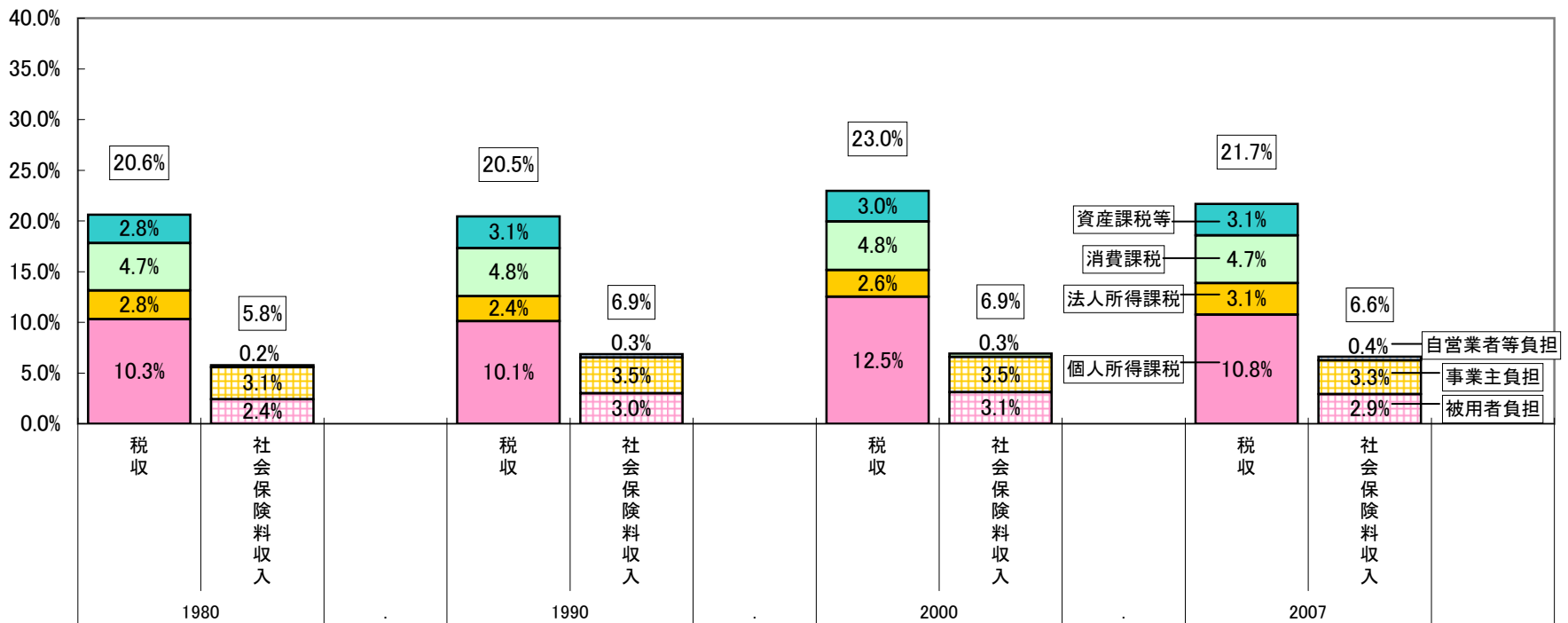
(注) 1. 日本については、国民所得は内閣府「国民経済計算確報」(93SNAベース)、社会保険料収入に関する計数はOECD "Revenue Statistics"による。租税負担に関する計数は租税収入ベースの値。
 2. 諸外国については、税收及び社会保険料収入はOECD "Revenue Statistics"による。国民所得は同 "National Accounts" (93SNAベース)による。
 3. OECD "Revenue Statistics"においては、所得課税及び社会保険料に係る計数について、分類不能とされている項目があり、これらについては計算上関連する項目に按分している。
 4. 税収は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 5. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
 6. OECD "Revenue Statistics"による社会保険料収入には、帰属社会負担の額は含まれていないことから、上記の計数は、内閣府「国民経済計算確報」やOECD "National Accounts"をもとに算出している社会保障負担率とは異なる。

主要国における税收及び社会保険料収入(対GDP比)の推移

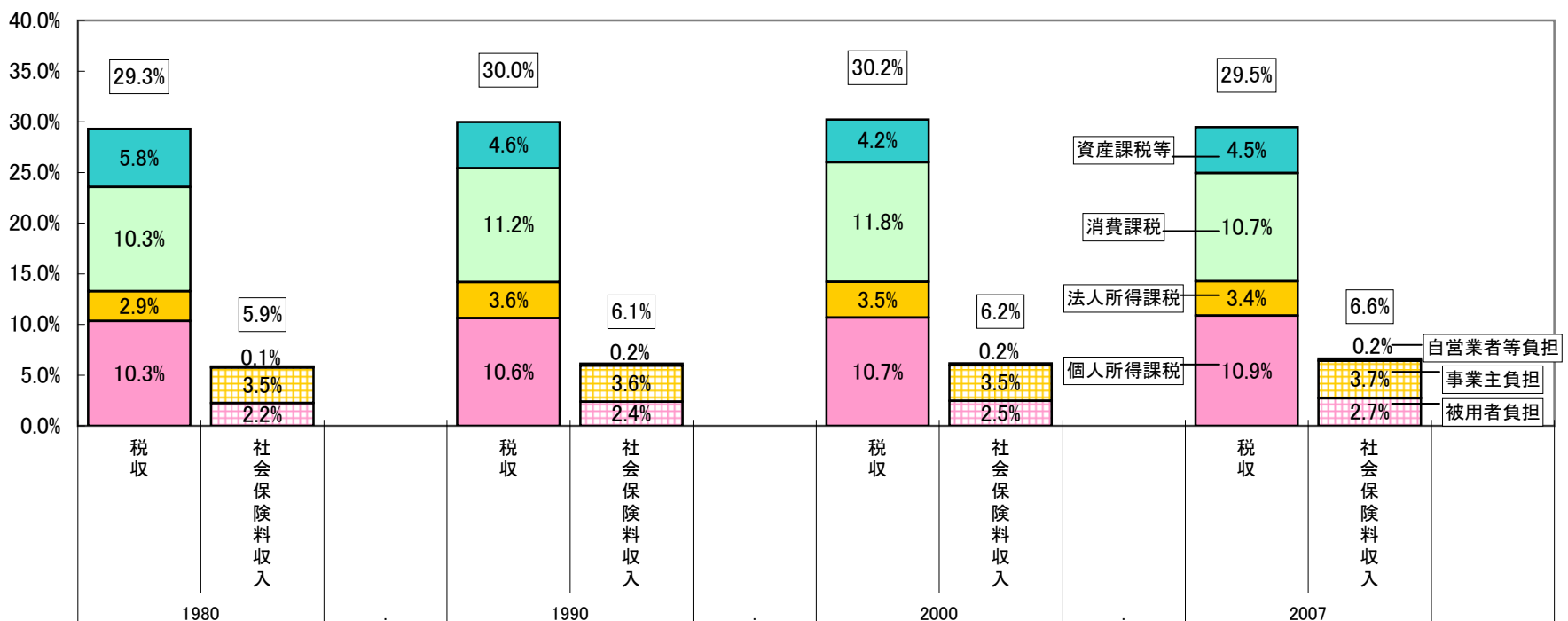
日本



アメリカ



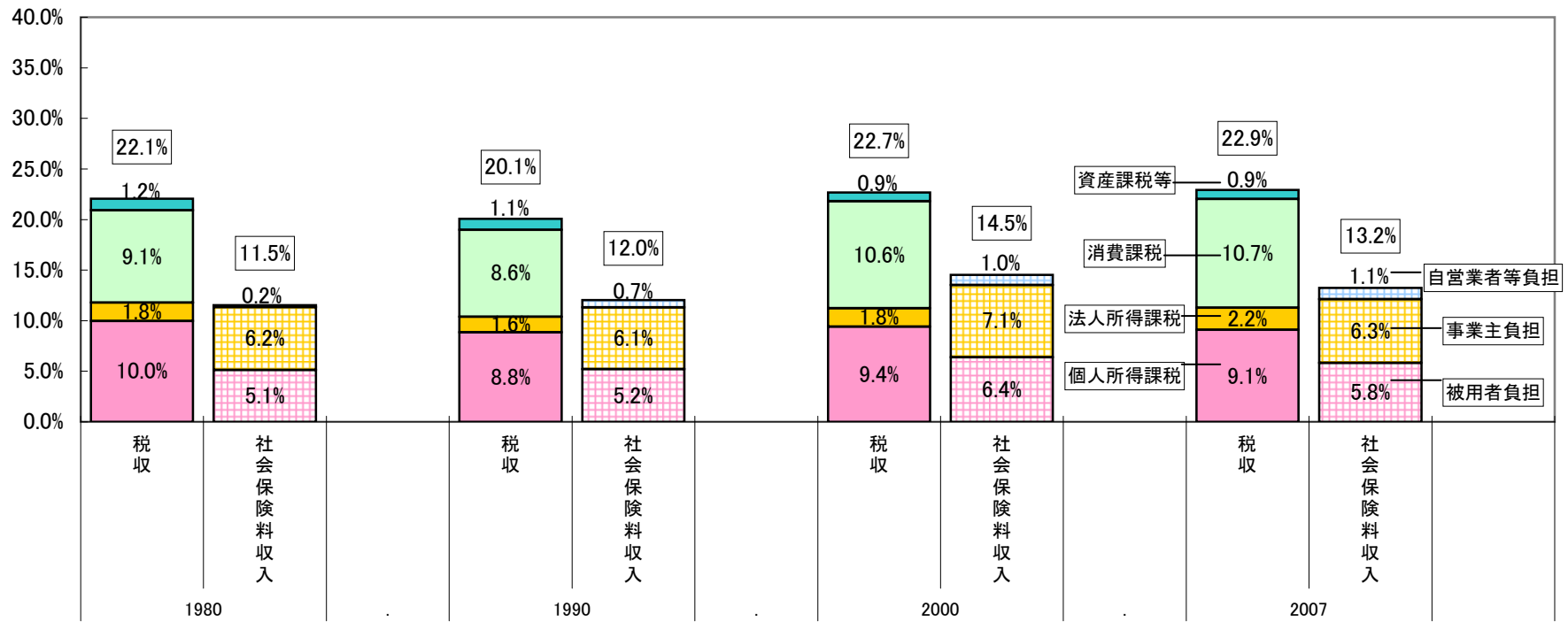
イギリス



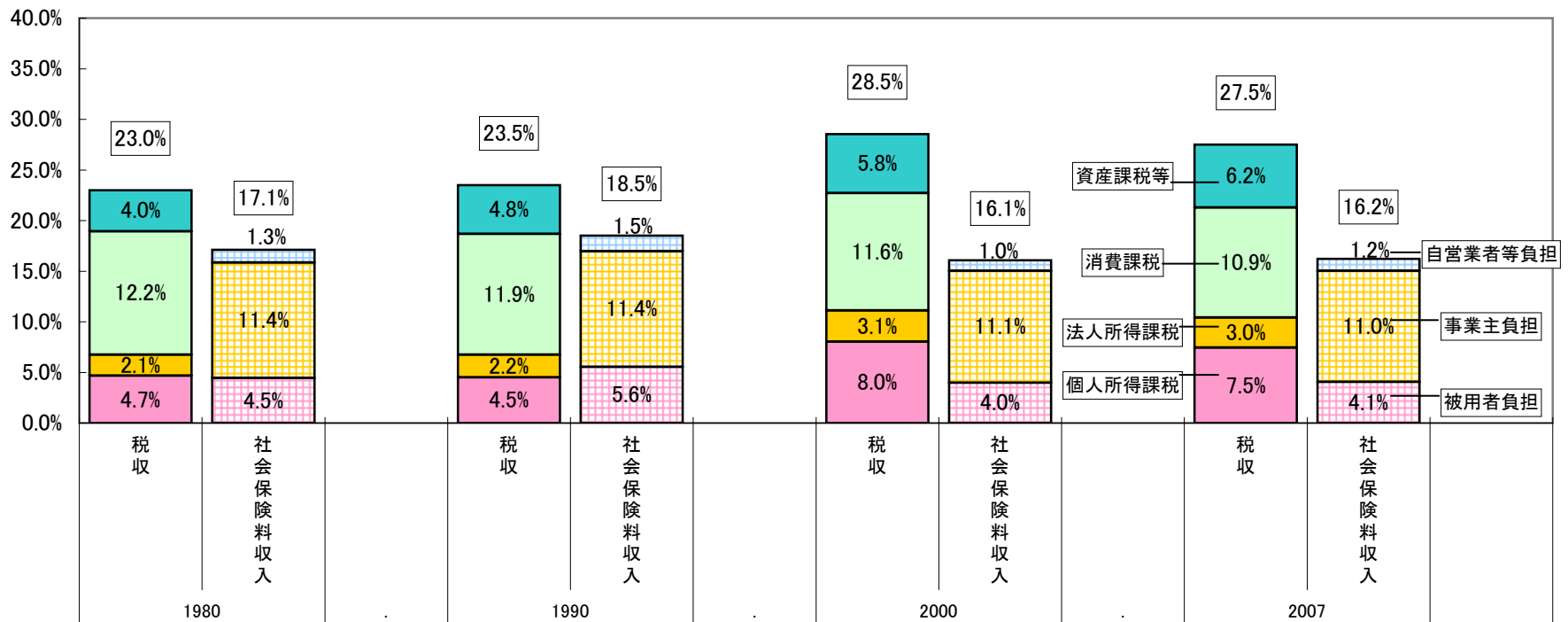
(注) 1. 日本については、GDPは内閣府「国民経済計算確報」(93SNAベース)、社会保険料収入に関する計数はOECD「Revenue Statistics」による。租税負担に関する計数は租税収入ベースの値。
 2. 諸外国については、税金及び社会保険料収入はOECD「Revenue Statistics」による。GDPは同「National Accounts」(93SNAベース)による。
 3. OECD「Revenue Statistics」においては、所得課税及び社会保険料に係る計数について、分類不能とされている項目があり、これらについては計算上関連する項目に按分している。
 4. 税金は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 5. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
 6. OECD「Revenue Statistics」による社会保険料収入には、帰属社会負担の額は含まれていないことから、上記の計数は、内閣府「国民経済計算確報」やOECD「National Accounts」をもとに算出している社会保障負担率とは異なる。

主要国における税収及び社会保険料収入(対GDP比)の推移

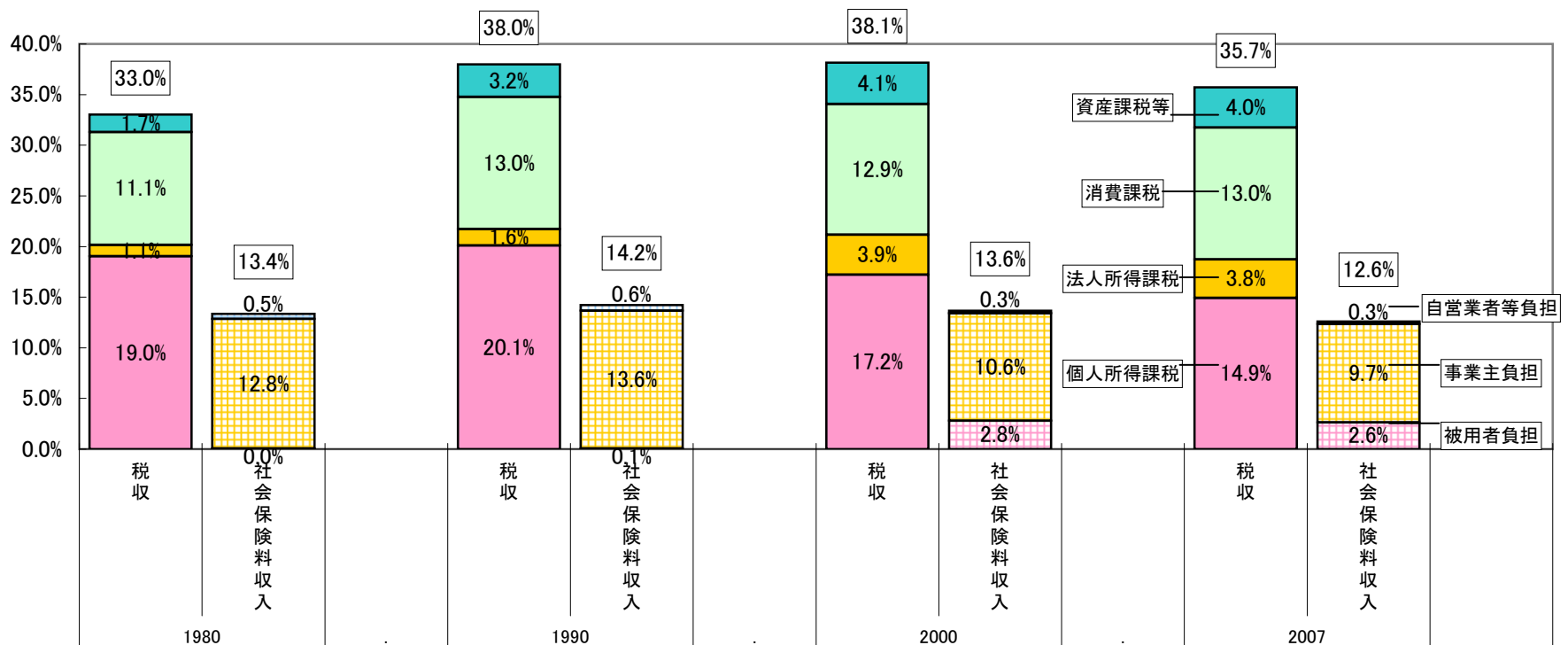
ドイツ



フランス

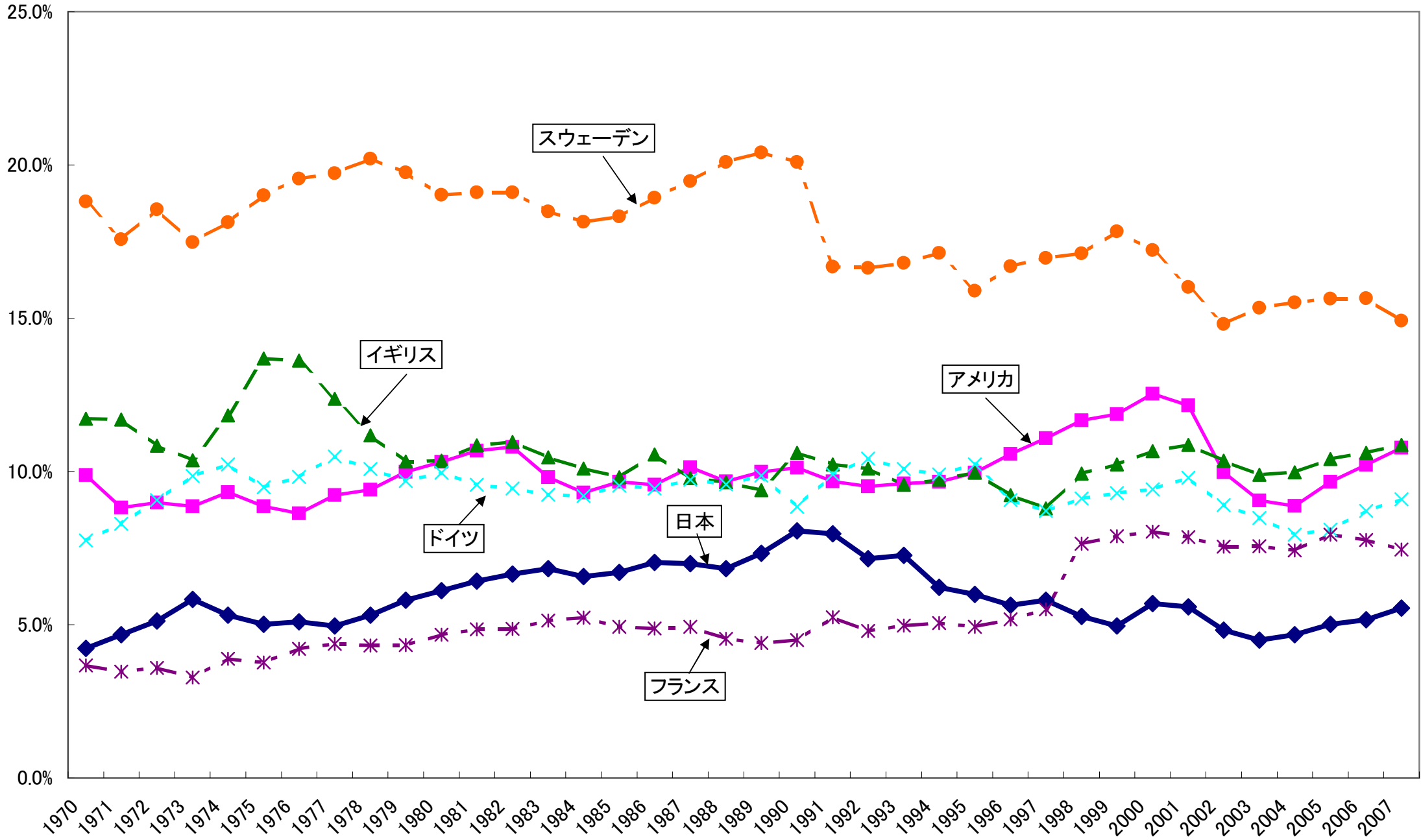


スウェーデン



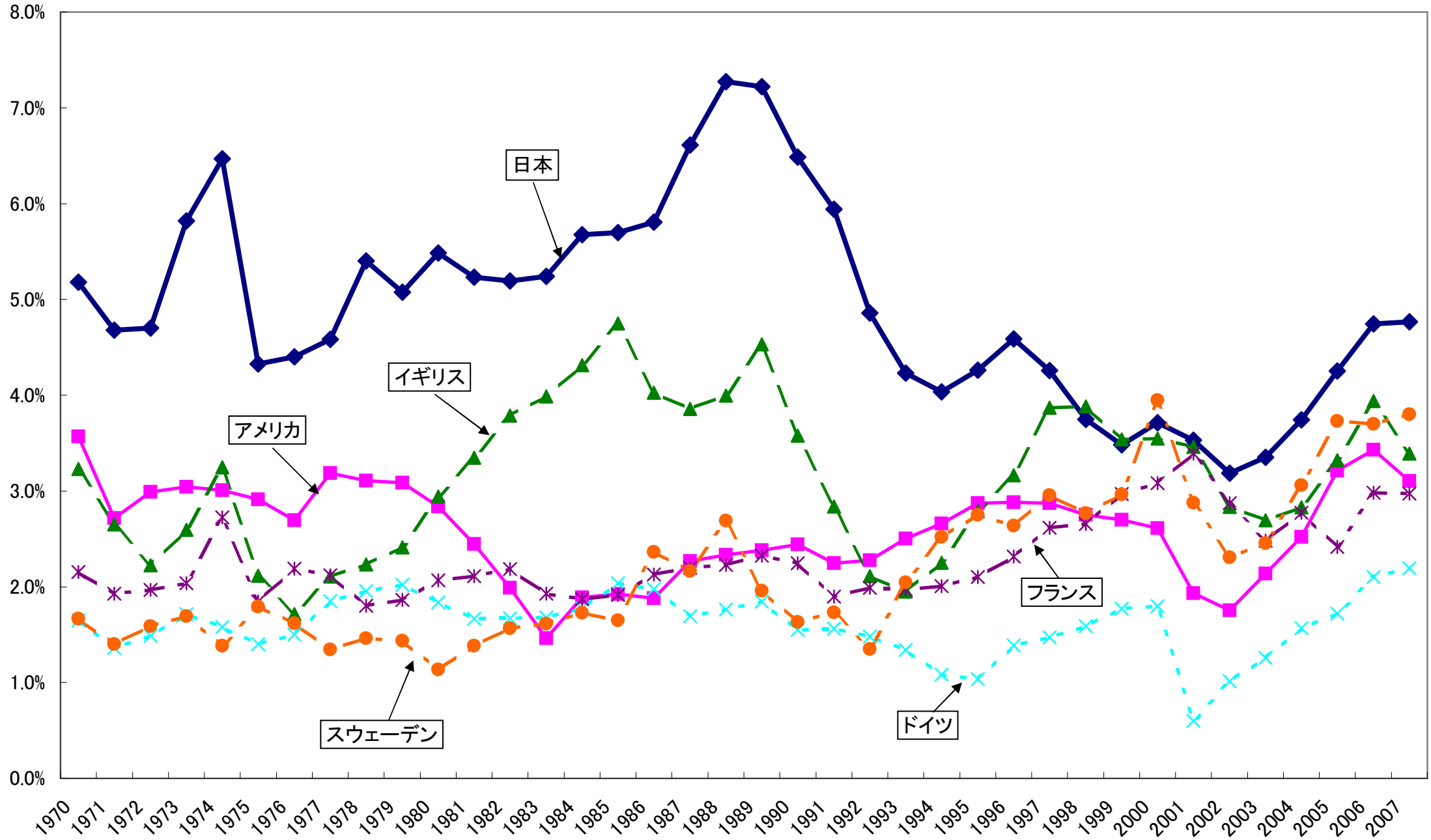
(注) 1. 日本については、GDPは内閣府「国民経済計算確報」(93SNAベース)、社会保険料収入に関する計数はOECD "Revenue Statistics"による。租税負担に関する計数は租税収入ベースの値。
 2. 諸外国については、税収及び社会保険料収入はOECD "Revenue Statistics"による。GDPは同 "National Accounts" (93SNAベース)による。
 3. OECD "Revenue Statistics"においては、所得課税及び社会保険料に係る計数について、分類不能とされている項目があり、これらについては計算上関連する項目に按分している。
 4. 税収は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 5. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
 6. OECD "Revenue Statistics"による社会保険料収入には、帰属社会負担の額は含まれていないことから、上記の計数は、内閣府「国民経済計算確報」やOECD "National Accounts"をもとに算出している社会保障負担率とは異なる。

主要国における個人所得課税の税収の推移(対GDP比)



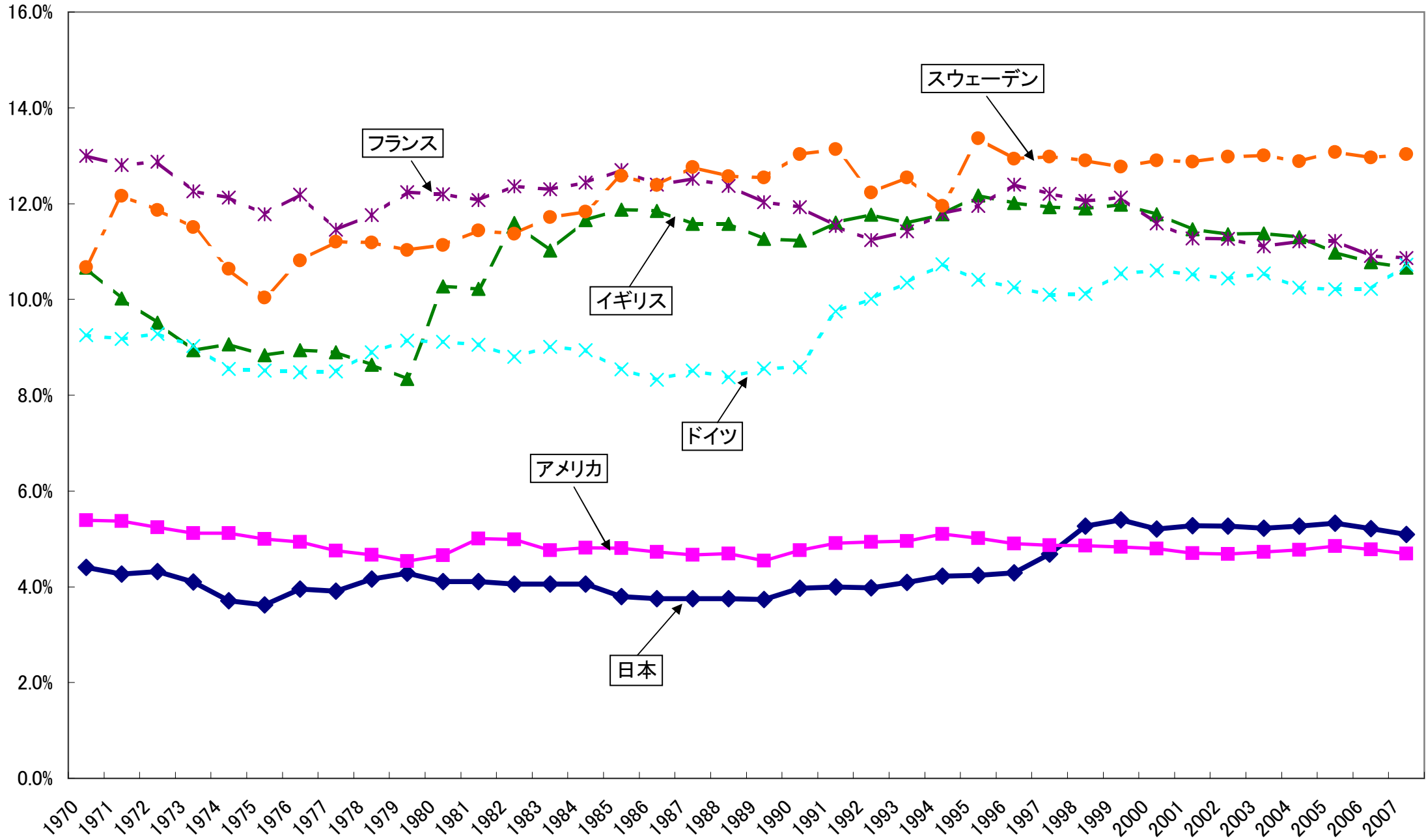
(注) 1. 日本については、GDPは内閣府「国民経済計算確報」(93SNAベース)による。租税負担に関する計数は租税収入ベースの値。
 2. 諸外国については、税収はOECD "Revenue Statistics"による。GDPは同 "National Accounts" (93SNAベース)による。
 3. OECD "Revenue Statistics"においては、所得課税に係る計数について、分類不能とされている項目があり、これについては計算上関連する項目に按分している。
 4. 税収は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

主要国における法人所得課税の税収の推移(対GDP比)



(注) 1. 日本については、GDPは内閣府「国民経済計算確報」(93SNAベース)による。租税負担に関する計数は租税収入ベースの値。
 2. 諸外国については、税収はOECD "Revenue Statistics"による。GDPは同 "National Accounts" (93SNAベース)による。
 3. OECD "Revenue Statistics"においては、所得課税に係る計数について、分類不能とされている項目があり、これについては計算上関連する項目に按分している。
 4. 税収は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

主要国における消費課税の税収の推移(対GDP比)



(注) 1. 日本については、GDPは内閣府「国民経済計算確報」(93SNAベース)による。租税負担に関する計数は租税収入ベースの値。
 2. 諸外国については、税収はOECD "Revenue Statistics"による。GDPは同 "National Accounts" (93SNAベース)による。
 3. 税収は国税及び地方税合計の数値である。